

● 商品情報の効率的なやりとり研究会

本年度の研究会では、昨年に引き続き消費者の食への信頼向上のために事業者間でやり取りされる商品に関する情報について、「協働の着眼点」にもとづき、効率的にやり取りするための対応方法を研究します。

具体的には、「情報管理体制等に関する情報」をやり取りすることで、実際にやり取りする情報項目の量・回数（頻度）を減らせるのではないか（代替出来るのではないか）といった昨年度に立てた仮説にもとづいて議論を深め、個別事例の研究を積み上げていきます。また、「情報管理体制に関する情報」について、その確認方法について検討を始めます。

事業規模に関わらず、全てのステークホルダーの間で、商品に関する情報（特に品質情報）が効率的にやりとりされるための論点を整理し協働での対応方向を研究するとともに、フードチェーン全体での相互理解につなげていきます。

併せて、「協働の着眼点」を活用した食品事業者の取組事例に関する情報を広くご提供いただき、意見交換を行うとともに、「協働の着眼点」をより良いものに見直すための情報の提供、改善に向けた提案をしていただきます。

回	開催日	議事次第
第5回	平成24年 2月2日(木)	<ol style="list-style-type: none">1. 開会挨拶2. 第4回研究会の振り返り3. 『商品情報の管理体制確認項目』について4. グループディスカッション<ul style="list-style-type: none">・本日の作業内容説明・作業1 情報の信頼性を担保する情報を減らすことが出来ると考えられる具体的なケースやシーンについて・作業1 グループディスカッション結果発表・作業2 『商品情報の管理体制確認項目』をどのように活用できるか、今後の発展可能性について・作業2 グループディスカッション結果発表5. 事務局からの連絡6. 閉会挨拶
第4回	平成23年 12月5日(月)	<ol style="list-style-type: none">1. 開会挨拶2. 第3回研究会の振り返り

		<p>3. グループディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の作業内容説明 ・作業 1 前回整理した項目と協働の着眼点との紐付けについて確認 ・作業 1 グループディスカッション結果発表 ・作業 2 ケーススタディを通しての前回整理した項目の確認 ・作業 2 グループディスカッション結果発表 <p>4. 事務局から次回研究会に向けてのご説明</p> <p>5. 閉会挨拶</p>
第 3 回	平成 23 年 10 月 31 日(月)	<p>1. 開会挨拶</p> <p>2. 第 2 回研究会の振り返り</p> <p>3. グループディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の作業内容説明 ・事前アンケート結果の「どのような状態であれば良いか」について ・グループディスカッション結果発表 <p>4. 特別プレゼン『情報セキュリティ格付け』(株式会社アイ・エス・レーティング 代表取締役社長 三好 眞 様)</p> <p>5. 事務局からご報告</p> <p>6. 閉会挨拶</p>
第 2 回	平成 23 年 9 月 20 日(火)	<p>1. 開会挨拶</p> <p>2. 研究の進め方、本日の作業内容説明</p> <p>3. グループディスカッション</p> <p>本日の作業内容説明</p> <p>作業内容 I (ディスカッション・発表・ファシリテーターコメント)</p> <p>作業内容 II (ディスカッション・発表・ファシリテーターコメント)</p> <p>4. 閉会挨拶</p>
第 1 回	平成 23 年 7 月 1 日(金)	<p>1. 開会挨拶</p> <p>2. 研究の進め方、本日の作業内容説明</p> <p>3. 参加者自己紹介</p> <p>4. グループディスカッション</p> <p>本日の作業内容説明</p> <p>作業内容 I (ディスカッション・発表・ファシリテーターコメント)</p> <p>作業内容 II (ディスカッション・発表・ファシリテーターコメント)</p> <p>5. 閉会挨拶</p>

平成23年度 FCP
「商品情報の効率的なやりとり」
研究会について

「商品情報の効率的なやりとり研究会」の背景・目的

【背景】

消費者の食への信頼向上の為に、事業者間でやりとりされる商品に関する情報は増加しており、フードチェーンの各段階で情報のやりとりに関する作業も増加しています。また、同じやりとりの場面でも多様な関係者の間で立場が異なることから、商品情報のやりとりについての考え方は異なる傾向にあり、問題は複雑化しています。

このため、お互いの立場、考え方の違いを認識しつつ、消費者の信頼確保と情報のやりとりの効率化という目的を共有して課題解決に取り組む必要があります。

【目的】

本研究会では「協働の着眼点」にもとづき、消費者を起点として、フードチェーン全体で情報共有の手法を研究することにより、事業規模に関わらず、全てのステークホルダーの間で、商品に関する情報(特に品質情報)が効率的にやりとりされるための論点を整理し、協働での対応方向を研究します。

本研究会では協働の着眼点の「商品等についての情報共有」をベースに、消費者の信頼を確保するために、事業者間の情報のやりとりをいかに効率的に行うかという研究を、参加者による積み上げの協働作業により進めます。

(なお、直接的に仕様書のフォーマットやシステムについて議論することは予定していません。)

本年度の研究内容

昨年度の研究会で立てた仮説

情報管理体制等に関する情報をやりとりすることで、実際にやりとりする情報項目の量・回数(頻度)を減らせるのでないか(代替出来るのではないか)

にもとづいた議論を進め、個別事例の研究を積み上げていきます。

「お取引先様及び社内、品質管理部署と商品取引部署及び関連部署にて、確認項目(検査内容や製造キャパ、対象商品の原料仕入先、等)を互いに共通項目を決めて持ちあう(帳票類そのものではなく、何の帳票もしくは記録があるのか無いのか)ことで、確認時に項目を限定して話をする事が出来る体制にする。」といったアンケート結果を踏まえて検討したものです。

本年度は

- ①昨年度の議論について振り返りを行い、その中でなぜ「情報の信頼性を担保する情報」がやりとりされているかその背景を討議し、フードチェーン全体での相互理解につなげていきます。
- ②昨年度の仮説について、ケーススタディーを広げ、解決手法をブラッシュアップします。
昨年は原産地・配合率を用いて事例研究を行いました。
本年度は新たな商品情報の項目を取り上げ、その項目について「情報の信頼性を担保する情報」に置き換えられる可能性と「情報管理体制」に求められる条件について議論を深めます。
- ③「情報管理体制に関する情報」について、その確認方法について検討を始めます。
「情報管理体制に関する情報」をやりとりすることで、「情報の信頼性を担保する情報」のやりとりの負担を低減できることが見出されていますが、情報管理体制の整備状況について確認する方法を検討します。

(参考)本研究会の経緯(協働の着眼点)

「協働の着眼点」取引先に関するコミュニケーション

9.【取引先との情報共有、協働の取組】

項目の説明:お客様に安全で適切な食品を安定的に供給し、その信頼を獲得するには、取引先と協力して、商品等の情報を共有することによって、正確な情報をお客様に提供するとともに、商品開発や業務の見直しを行うことが重要だと考えます。

9.【取引先との情報共有、協働の取組】

取引先と持続性があり、かつ緊張感のある関係を構築するため、取引先との情報共有及び協働した取組を行っている。

(1)【商品等についての情報共有】

①お客様に提供する商品に関する情報を取引先と共有している。

②食品のトレーサに必要な情報を取引先とお互いに整理し、必要な場合に共有できるようにしている。

③食品の一貫したロット管理を取引先と行っている。

④取引先への情報伝達のスピードと正確性を向上させるための取組を進めている。

特に小項目のうち

①お客様に提供する商品に関する情報を取引先と共有している。

④取引先への情報伝達のスピードと正確性を向上させるための取組を進めている。に関し、事実関係や相互の認識を共有するとともに対応方向について研究します。

(参考)本研究会の経緯(平成22年度 研究会のプロセス)

【方針】

- ・協働で取り組む
- ・積み上げで議論する
- ・小さくても成功例を作る

研究のプロセス

事実の共有

課題の共有

WIN WINの解の模索

①お客様に提供する商品に関する情報を取引先と共有している。

④取引先への情報伝達のスピードと正確性を向上させるための取組を進めている。

共有している情報のたな卸し

実際が取組事例のたな卸し

情報の性質に応じて整理

取組の目的、手法に応じて整理

情報のやり取りに関する課題を抽出

スピードと正確性を向上させるための課題を抽出

情報共有のあり方について意見交換

協働での対応方向について検討

本研究会では協働の着眼点の「商品等についての情報共有」をベースに、消費者の信頼を確保するために、事業者間の情報のやりとりをいかに効率的に行うかという研究を、参加者による積み上げの協働作業により進めます。直接的に仕様書のフォーマットやシステムについて議論することは予定していません。(研究が進むなかで、参加者の希望により議論する可能性はあります)

(参考)本研究会の経緯(平成22年度 活動の流れ)

第1回研究会 消費者への情報提供の場面を起点に事業者間でやりとりされる情報のたなおろし

商品包装(パッケージ)

お客様相談室(問い合わせ)

店頭

HP公開

第2回研究会 情報提供の場面別に抽出された情報を目的別に分類

法令遵守の為に必要

消費者に発信したい情報

消費者より問い合わせがあった時に必要

情報の信頼性を担保するための情報

第3回研究会 情報提供の場面別に抽出された情報を情報の持つ特性別に分類

機密性

完全性

更新頻度

参照頻度

第4回研究会 取引先への情報伝達のスピードと正確性を向上させるための取組について
取組の目的、手法に応じた整理

情報の発信

情報の受信

自社内での取組

取引先との取組

取組みの課題

第5回研究会 情報共有のあり方、協働での対応方向について検討

情報共有のあり方

協働での対応方向

(参考)本研究会の経緯(平成22年度 仮説と検証結果)

情報そのものをやりとりする以外の手法は、複数の選択肢があり得るが、参加事業者様から頂いたアンケートの中で有望なものを選び、その仮説について実際に検証を行った。

アンケートの事例(抜粋)

「お取引先様及び社内、品質管理部署と商品取引部署及び関連部署にて、**確認項目(検査内容や製造キャパ、対象商品の原料仕入先、等)**を互いに**共通項目を決めて持ちあう(帳票類そのものではなく、何の帳票もしくは記録があるのか無いのか)**ことで、**確認時に項目を限定して話をする**ことが出来る体制にする。」

仮説と検証結果

情報管理体制等に関する情報をやりとりすることで、実際にやりとりする情報項目の量・回数(頻度)を減らす可能性が認められた(代替出来るのではないか)。

- この際、情報管理体制に求められる条件としては
 - 情報の一元管理(社内体制、情報をストックする仕組み)
 - 規格書の整備
 - 取引先との関係(常に情報のやり取りが出来る関係)
 - トレースが出来る仕組みなどの意見が出された。

(参考)平成22年度 研究会ご登録企業/団体 29企業団体

株式会社アール・ピー・アイ	東洋冷蔵株式会社
味の素株式会社	株式会社ニチレイフーズ
イオン株式会社	株式会社日清製粉グループ本社
株式会社イトーヨーカ堂	株式会社日本アクセス
株式会社内田洋行	社団法人日本惣菜協会
花王株式会社	株式会社ファイネット
カゴメ株式会社	株式会社ファミリーマート
有限会社キムラビジネスネットワーク	株式会社ミツカン
株式会社シジシージャパン	三菱化学メディエンス株式会社
財団法人食品流通構造改善促進機構	三菱商事株式会社
太陽化学株式会社	明治乳業株式会社
テーブルマーク株式会社	横浜商科大学地域産業研究所
テュフラインランドジャパン株式会社	株式会社菱食
株式会社東急ストア	株式会社ローソン
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	

本研究会の進め方

Step1 「情報の信頼性を担保する情報」を要求する背景について討議

H22年度の討議の振り返りと研究会テーマを再確認。また、負担増となっている「信頼性を担保する情報」のやりとりの裏にある背景を討議

Step2 「情報の信頼性を担保する情報」を置き換える「情報管理体制」の抽出と整理

「情報管理体制」の一例（H22年討議まとめ）

- ・情報の一元管理（社内体制、情報をストックする仕組み）
- ・規格書の整備
- ・取引先との関係（常に情報のやり取りが出来る関係）
- ・トレースが出来る仕組み など

Step3 個別事例を用いて「情報管理体制」のケーススタディーを整理

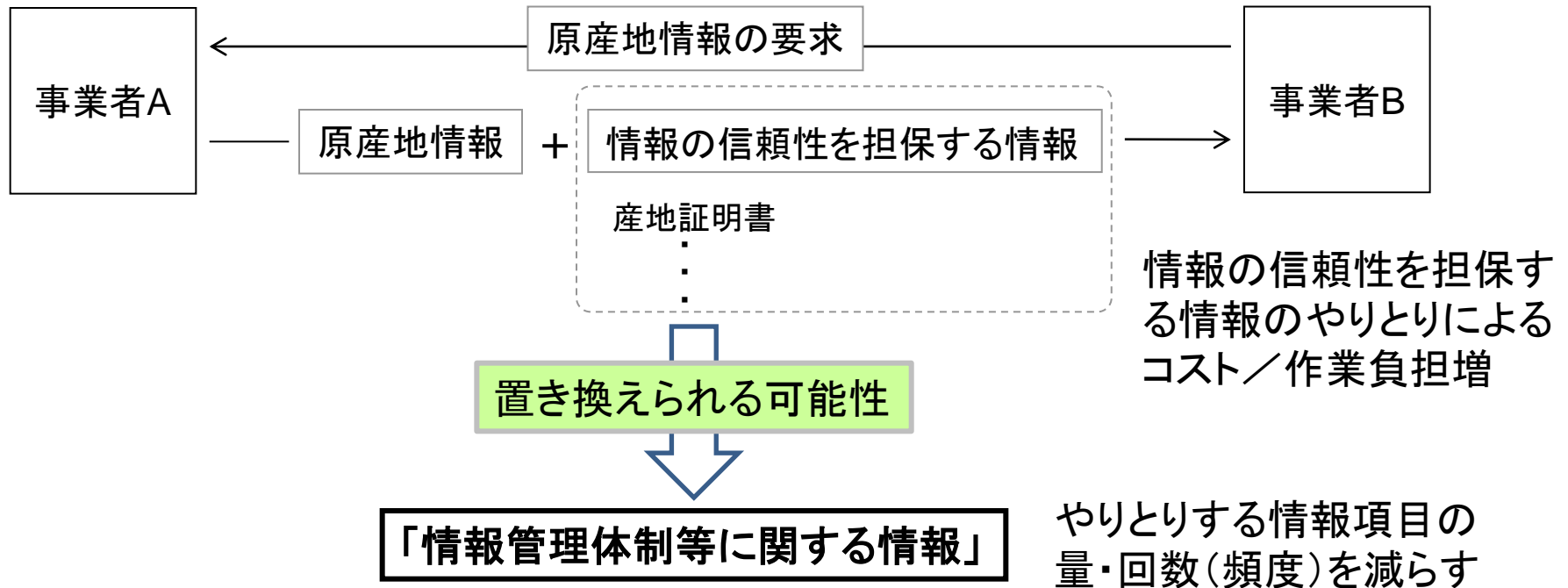
H22年度は、原産地、配合率について試みに討議
H23年度の個別事例については検討中

Step4 「情報管理体制」の整備状況の確認方法について討議

「情報管理体制」がどのくらい整備されていれば、「情報の信頼性を担保する情報」から置き換えられるか、またどのような方法で確認できるかについて討議

今後の議論のイメージ

原産地情報についての事例研究より (H22年討議)



「情報管理体制等に関する情報」について議論を深めます。

論点のポイント

- なぜ「情報の信頼性を担保する情報」を要求するかの背景
- 情報管理体制に求められる条件
- 情報管理体制の整備状況をどう確認するか

研究会の進め方とスケジュール(案)

○研究会:年間5回の開催を予定しています。

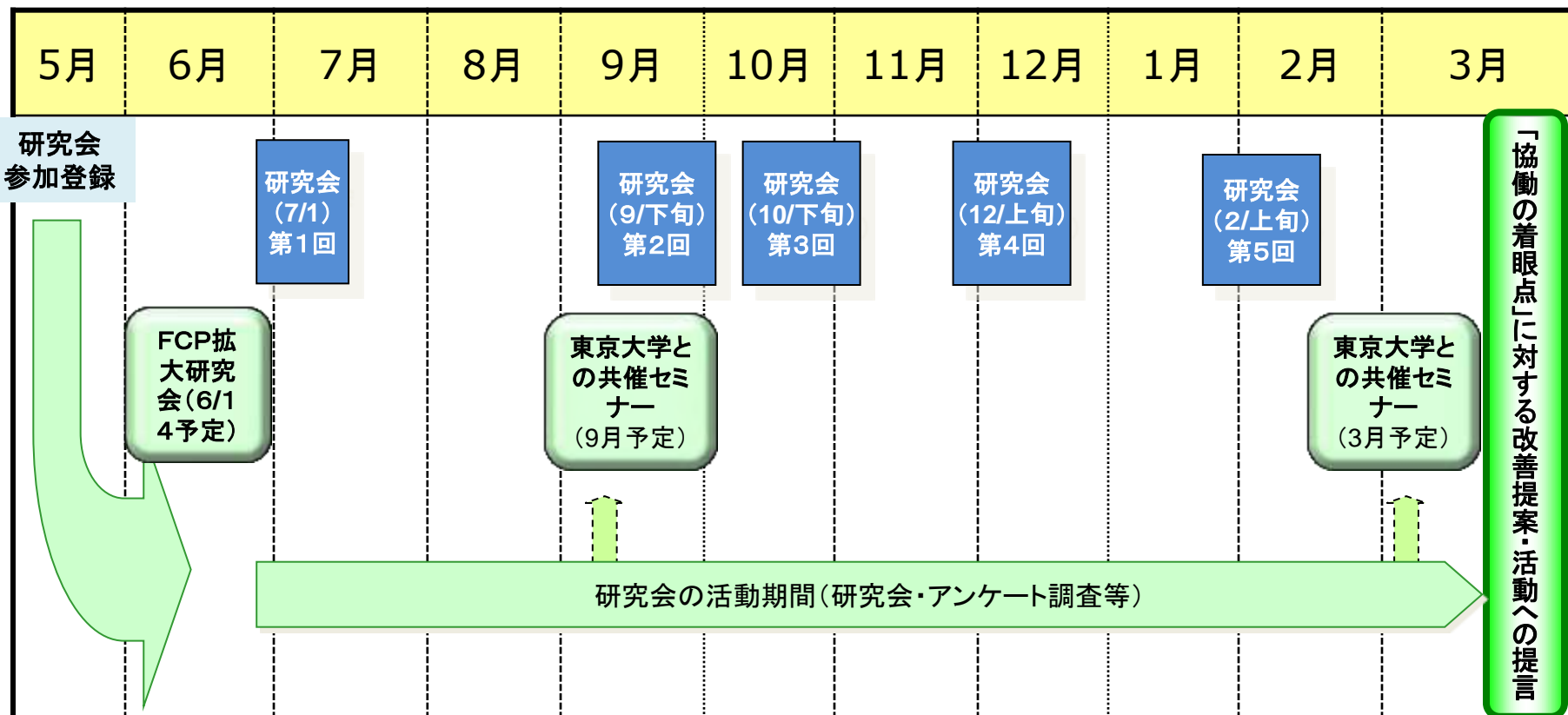
(開催回数は研究会での検討状況に応じて変更する場合があります)

・第1回:平成23年7月1日 午後 (詳細は別途ご案内します)

平成23年度研究会の進め方、およびグループディスカッション

○東京大学との共催セミナー:年間2回を予定しています。

・研究会の取組、成果報告を発表する予定です。



平成23年度研究会の進め方とお守りいただきたい事項

研究会の進め方

- 本研究会への参加は、別添の「商品情報の効率的なやりとり」研究会参加登録申込書に規約同意の上ご記入いただき、FCP事務局までお申し込みください
- 研究会の資料・議事概要については、ホームページ等で原則公表します。その際議事概要等は、発言者が特定できないようにしてから公表いたします
- ただし研究会の議論内容が、企業秘密に触れたり、個人の権利・利益を害する恐れがあると判断した場合には、研究会資料等を非公表とします
- 本研究会では効率的な議論を行うため、研究会開催前のアンケートやヒアリングによって、参加者の意向を伺いながら進めます
- 研究会のアウトプット等は、FCPの成果として公表することを原則とします

お守りいただきたい事項

- ステークホルダー間でのWIN－WINの関係づくりを重視すること
- 建設的・効果的な意見交換に貢献すること
(批判に終始せず、対案を提示するように努めること)
- 個別の組織や団体に対する、誹謗・中傷は行わないこと
(研究会においては、事業者間の利害調整等はいりません)

第1回商品情報の効率的なやりとり研究会

開催日時：平成23年7月1日（金） 14:00～17:00

開催場所：農林水産省 中央合同庁舎4号館 1220、1221会議室

出席者：21事業者／団体 22名

<議事次第>

1. 開会挨拶
2. 研究の進め方、本日の作業内容説明
3. 参加者自己紹介
4. グループディスカッション
本日の作業内容説明
作業内容Ⅰ（ディスカッション・発表・ファシリテーターコメント）
作業内容Ⅱ（ディスカッション・発表・ファシリテーターコメント）
5. 閉会挨拶

<議事概要>

冒頭、農林水産省フード・コミュニケーション・プロジェクトの神井チームリーダーより、挨拶と共に当研究会の経緯と考え方について説明を行った。

続いて、事務局より配布資料（資料2）を使い、本日の作業内容について説明を行った。

その後、ファシリテーター杉浦様の進行で、自己紹介の後、6つのグループでディスカッションを行い、結果の発表を行った。

<グループディスカッション及び発表について>

今回のグループディスカッションは、昨年度の研究会で立てた、「情報管理体制等に関する情報をやりとりすることで、実際にやりとりする情報項目の量・回数（頻度）を減らせるのではないか（代替できるのではないか）」という仮説に基づき、なぜ「情報の信頼性を担保する情報」を要求するのか、要求されるのかについて、参加者のそれぞれの立場でその背景を整理し、認識の共有を図った。

具体的には、2つのディスカッションテーマについて作業を行い、作業内容Ⅰでは、事件事故時の商品情報のやりとりとして「中国における牛乳へのメラミン混入事案」について実際に行われたやりとりを題材とした。また、作業内容Ⅱでは平常時の商品情報のやりとりとして、商品や原料の規格書の記載事項のうち、原産地情報について実際に行われたやりとりを題材とした。なお、作業内容Ⅰ、Ⅱともに、以下の3つの設問をたてて作業を進めた。

- （1）「情報の信頼性を担保する情報」を要求した／要求されたことについて具体的な内容を挙げて頂く
- （2）「情報の信頼性を担保する情報」を要求する／要求される目的や意図について、想定されるものを含め挙げて頂く
- （3）（1）でやり取りされた「情報の信頼性を担保する情報」について、実際にどのように用いられたかについて具体的な内容を挙げて頂く

以上の3つの設問に対してお答え頂いた事例を元に、作業内容Ⅱでは更に事件事故時と平常時の違いを挙げて頂いた。

<作業内容Ⅰ>

事件事故時の商品情報のやりとりについて（中国における牛乳へのメラミン混入事案）

（１）産地の確認以外に、産地証明書など「情報の信頼性を担保する情報」を要求した／要求された事例

●要求した事例

- ・取引先に対して特に要求しなかった。
- ・乳原料の使用の有無を確認した。
- ・原材料が中国産であるか否かを確認するために、原産地の確認を行った。
- ・原産国が中国の場合以外についても産地証明書の作成、提出を依頼した。
- ・事件事故を起こした企業との取引の有無について確認を行った。
- ・メラミンの残留検査報告書の提出を要求した。

●要求された事例

- ・お客様（取引先）から要求された事例はなかった。
- ・規格書に「乳」の文言があると問い合わせがあった。
- ・原料の原産国証明の作成、提出を要求された。
- ・中国産原料不使用の証明書の作成、提出を求められた。
- ・該当企業（乳メーカー）との取引の有無について情報提供を求められた
- ・牛乳を使用している製品のメラミンの分析データの提出を求められた。
- ・中国だけでなく近隣国も含めて産地識別分析を求められた。
- ・メラミンの混入がないという「安全証明書」の提出を求められた。
- ・中国産以外の原料へ変更するよう要望された。

（２）「情報の信頼性を担保する情報」を要求する／要求される目的や意図

●要求する目的や意図

- ・店舗などの社内と消費者、取引先、行政、マスコミなどの社外からの問い合わせに対応するため。
- ・社内、社外からの問い合わせに対する準備のため。
- ・証拠を文字で残すことで責任の所在を明確にするため。
- ・製品が安全であることを対外的にアピールするため。
- ・消費者にとっての安全性を確認するため。
- ・違法な食品を流通させないため
- ・販売継続の判断をするため。
- ・事件事故発生時のフローチャートに基づいた調査のため。

●要求される目的や意図

- ・お客様（消費者）への対応のため。
- ・お客様（消費者）から情報を要求されるので流通側も把握しておく必要があるため。
- ・メーカーの情報が信用できないので根拠を確認するため。
- ・単純に不安なのでとりあえず要求する。
- ・取引先、消費者に対して品質の安全性をアピールするため。
- ・問題があったときに対応策を講じるため

（３）作業内容Ⅰ（１）でやりとりされた「商品情報の信頼性を担保する情報」の使用用途

- ・ Q & Aを作成し、お客様からの問い合わせに対応した。
- ・ 社内での情報共有のために使用した。
- ・ 販売継続の判断材料として使用した。
- ・ 安全を確認していることを外部にアピールするために使用した。
- ・ 情報の更新のために使用した。
- ・ 乳成分を含む食品のトレーサビリティを確認するために使用した。
- ・ 顧客（事業者）に分析書を提出するために使用した。

○作業内容Ⅰのディスカッションの気づき

- ・ 事件事故の際、関連情報について確認するための判断樹の準備が必要。
- ・ 小さなミスが大きな時間ロスになるなど、情報確認の大変さがわかった。
- ・ メディアによる放送の内容により、その後の対応が決まる。
- ・ 事件事故時は行政が絡むことが多く正確性が求められる。
- ・ 事件事故時は定性的情報（証明書）ではなく、定量的情報（分析書）の要求へ変化する。
- ・ 事件事故時はお客様の要求が深くなる。
- ・ リスクを明確にすればかなりのトラブルに対処できるのではないか。
- ・ 普段の情報管理が事件事故時の信頼関係に影響してくる。
- ・ メーカーの取組、頑張りがお客様に届いていない。

○作業内容Ⅰの発表内容に対するファシリテーター杉浦氏のコメント

- ・ 作業内容Ⅰに関する各グループの議論を聞いて感じたのは、事例が中国産乳製品のメラミン混入で、該当企業が明確であったため、出席者の企業の取り扱い製品によって話題の広がりが多い、少ないがあったことである。メラミンは対応がピンポイントに定まる事例ではあったが、サプライチェーンの中で業種によっては対応に差があり複雑化していた。・緊急時には定量的な分析が必要であり、また緊急時には「商品情報の信頼性を担保する情報」が証拠、記録として必要であることが分かった。特に、取引先や行政など対外的には必要になるとの意見があった。
- ・ 取引先との信頼関係、力関係で、どこまでやりとりしたか、バランスの難しさがあった。
- ・ 求められる情報は、パターン化しているが、要求レベルの違い、使用目的は様々であることがわかった。

<作業内容Ⅱ>

平常時の商品情報のやりとりについて

（１）産地の確認以外に、産地証明書など「情報の信頼性を担保する情報」を要求した／要求された事例

●要求した事例

- ・ 特色ある原料（差別化が可能な原料）を使用している場合、証明書を要求した。
- ・ パッケージに原産地の記載があれば証明書を要求した。
- ・ 日持ちの検査表を要求した。
- ・ 輸入大豆について、遺伝子組み換え、非遺伝子組み換への確認のため要求した。
- ・ 生産量と販売量がアンマッチなので確認した。（販売量の方が多く産地を信用できない）

- ・限定原料の確認の仕組みが機能しているかをチェックするために要求した。
- ・企業レベルを確認するために要求した。

●要求された事例

- ・事件事故が無い限り、お客様（取引先）から要求されることはほとんど無い。
- ・規格書の添付資料として要求された。
- ・規格書に可能性のある原産国を記載するよう要望された。
- ・産地を特徴としている場合は産地証明書の添付を要求された。
- ・有機の証明書を要求された。
- ・行政からの確認に対応するため要求された。
- ・同一食材で偽装問題が起きた場合に証明書を要求された。

（２）情報の信頼性を担保する情報を要求する／要求される目的や意図

●要求する目的や意図

- ・消費者からの信頼に応えるため。
- ・複雑なフードチェーンの中における改ざんを防止するため。
- ・メーカーが確認していることを小売でも確認するため。
- ・消費者への説明、アピールのため。
- ・表示との整合性を確認するため。
- ・強調表示の裏付けを確認するため。
- ・原材料のトレーサビリティのため。
- ・リコールを防止するため。
- ・仕入れ時の確認項目として設定してあるため。
- ・過去に重大な問題を起こしたので、再発防止のため。
- ・小売店への提出書類のため。

●要求される目的や意図

- ・事件事故発生時に原産国を調査する必要を無くすため。
- ・責任の所在を明確にするため、書類として残したい。
- ・法律への適合性を確認するため。
- ・取引先の社内ルールのため。

（３）作業内容Ⅱ（１）でやりとりされた「商品情報の信頼性を担保する情報」の使用用途

- ・外部へ出す書類の元データとして使用した。
- ・トレーサビリティの提出資料として使用した。
- ・法令遵守の確認のために使用した。
- ・社内の担保資料として使用した。
- ・特色ある原材料、義務表示について確認するために使用した。
- ・サプライチェーンの全ての情報を持つという満足感のため。
- ・仕入れ時のルールに対応するため。
- ・仕組みが機能していることを確認するため。

(4) 平常時の商品情報のやりとりと緊急時との違い

- ・商品開発のルールに基づき作業している。(ルーチンワーク)
- ・単なる情報として確認している。
- ・有事に備えての事前準備としてやりとりしている。そのレベルは、流通(企業)によって異なる。
- ・平常時は担保するための証明書は不要。
- ・平常時は商品情報のやり取りに際して時間的な制限が緩い。
- ・平常時の情報の量は、一次原料がほとんど。(要求水準は低い)

○作業内容IIのディスカッションの気づき

- ・平常時は、信頼性があれば証明書は不要になるのではないか。
- ・平常時は、法適合性確認のやりとり以外の要求はほとんど無い。
(その反面、強調表示の根拠は必要)
- ・どこまでトレースを要求するのか、メーカー毎に異なる。
- ・情報の定期更新が望ましいとの意見もあった。

○作業内容IIの発表内容に対するファシリテーター杉浦氏のコメント

- ・会社の取り扱い製品(商品)、考え方によって情報の開示の内容は違うが、情報を管理するというのは信頼関係において必要だというのは、共通している。
- ・中小企業は情報を管理する体制が不十分な場合もあるので、ひとつひとつ書類を確認せざるをえない。
- ・小売もお客様基点の考え方をどう捉えるかで情報のとり方が変わるので、簡単に良い、悪いは言えないが、もう少し効率化できるのではないかと思う。
- ・立場によって情報の取り扱い方や考え方が違うことが分かった。やりとりする商品情報項目の量や質を標準化することは、立場によって考えが違うために、難しいことが改めてわかった。どのように効率化していくかを、次回以降討議して行く。
- ・緊急時は、スピード、正確性を要求される。普段のコミュニケーションの取り方の一環として、食品サプライチェーンマネジメントをどのように構築すれば良いのかという議論に進んでいくと思う。
- ・商品の微細な変更が頻繁にあるものの、商品情報の変更のやりとりはされていなかった。小売から、微細な変更の場合はそこまで確認しなくても良い、との話があった。

○閉会の挨拶(FCP事務局)

- ・信頼関係が、やりとりする情報項目の量、回数を減らすことができるか、またどういう形で代替していけるかについて次回以降議論していきたい。
- ・そのため、まずは情報管理体制等に関する情報があれば、情報の信頼性を担保する情報に置き換えられるのではないかということについて次回9月20日に議論していきたい。

<配布資料>

資料1 参加者名簿

資料2 第1回「商品情報の効率的なやりとり」研究会

資料3 中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

『商品情報の効率的なやりとり』研究会

第1回 研究会 議事次第

日時：平成23年7月1日（金）14:00～17:00

場所：中央合同庁舎4号館 1219～1221 会議室

1. 開会挨拶（農林水産省 FCPチームリーダー 神井室長）
2. 研究会 昨年度の振り返り（事務局）
3. ファシリテーター挨拶
4. 自己紹介
5. グループディスカッション
本日の作業内容説明（事務局・ファシリテーター）
作業Ⅰ 緊急時のやりとり～メラミン混入を例として
グループディスカッション結果発表
（休憩）
作業Ⅱ 平常時のやりとり
グループディスカッション結果発表
（本日の作業のまとめ）
6. 閉会挨拶（事務局）

配布資料

資料1 参加者名簿

資料2 第1回「商品情報の効率的なやりとり」研究会

資料3 参考：牛乳へのメラミン混入事件概要

資料1

第1回「商品情報の効率的なやりとり」研究会 参加者名簿

企業・団体(五十音順)

No.	企業名
1	株式会社アイ・エス・レーティング
2	味の素株式会社
3	イオン株式会社
4	株式会社イトーヨーカ堂
5	カゴメ株式会社
6	サントリーホールディングス株式会社
7	株式会社 生活品質科学研究所
8	太陽化学株式会社
9	株式会社高島屋
10	合同会社TFMHY研究所
11	テーブルマーク株式会社
12	株式会社東急ストア
13	株式会社ニチレイフーズ
14	株式会社日清製粉グループ本社
15	株式会社日本アクセス
16	株式会社ファミリーマート
17	株式会社みつかん
18	三菱化学メディエンス株式会社
19	三菱商事株式会社
20	三菱食品株式会社
21	株式会社ローソン

<ご欠席>

1	株式会社内田洋行
2	財団法人 東京顕微鏡院
3	東洋冷蔵株式会社
4	株式会社明治

<オブザーバー>

1	株式会社 日本経済新聞社
---	--------------

平成23年度 FCP
「商品情報の効率的なやりとり」研究会

平成23年度研究会の進め方とお守りいただきたい事項

研究会の進め方

- 本研究会への参加は、別添の「商品情報の効率的なやりとり」研究会参加登録申込書に規約同意の上ご記入いただき、FCP事務局までお申し込みください
- 研究会の資料・議事概要については、ホームページ等で原則公表します。その際議事概要等は、発言者が特定できないようにしてから公表いたします
- ただし研究会の議論内容が、企業秘密に触れたり、個人の権利・利益を害する恐れがあると判断した場合には、研究会資料等を非公表とします
- 本研究会では効率的な議論を行うため、研究会開催前のアンケートやヒアリングによって、参加者の意向を伺いながら進めます
- 研究会のアウトプット等は、FCPの成果として公表することを原則とします

お守りいただきたい事項

- ステークホルダー間でのWIN－WINの関係づくりを重視すること
- 建設的・効果的な意見交換に貢献すること
(批判に終始せず、対案を提示するように努めること)
- 個別の組織や団体に対する、誹謗・中傷は行わないこと
(研究会においては、事業者間の利害調整等はいりません)

「商品情報の効率的なやりとり研究会」の背景・目的

【背景】

消費者の食への信頼向上の為に、事業者間でやりとりされる商品に関する情報は増加しており、フードチェーンの各段階で情報のやりとりに関する作業も増加しています。また、同じやりとりの場面でも多様な関係者の間で立場が異なることから、商品情報のやりとりについての考え方は異なる傾向にあり、問題は複雑化しています。

このため、お互いの立場、考え方の違いを認識しつつ、消費者の信頼確保と情報のやりとりの効率化という目的を共有して課題解決に取り組む必要があります。

【目的】

本研究会では「協働の着眼点」にもとづき、消費者を起点として、フードチェーン全体で情報共有の手法を研究することにより、事業規模に関わらず、全てのステークホルダーの間で、商品に関する情報(特に品質情報)が効率的にやりとりされるための論点を整理し、協働での対応方向を研究します。

本研究会では協働の着眼点の「商品等についての情報共有」をベースに、消費者の信頼を確保するために、事業者間の情報のやりとりをいかに効率的に行うかという研究を、参加者による積み上げの協働作業により進めます。

(なお、直接的に仕様書のフォーマットやシステムについて議論することは予定していません。)

本年度の研究内容

昨年度の研究会で立てた仮説

情報管理体制等に関する情報をやりとりすることで、実際にやりとりする情報項目の量・回数(頻度)を減らせるのではないか(代替出来るのではないか)

にもとづいた議論を進め、個別事例の研究を積み上げていきます。

「お取引先様及び社内、品質管理部署と商品取引部署及び関連部署にて、確認項目(検査内容や製造キャパ、対象商品の原料仕入先、等)を互いに共通項目を決めて持ちあう(帳票類そのものではなく、何の帳票もしくは記録があるのか無いのか)ことで、確認時に項目を限定して話をする事が出来る体制にする。」といったアンケート結果を踏まえて検討したものです。

本年度は

- ①昨年度の議論について振り返りを行い、その中でなぜ「情報の信頼性を担保する情報」がやりとりされているかその背景を討議し、フードチェーン全体での相互理解につなげていきます。
- ②昨年度の仮説について、ケーススタディーを広げ、解決手法をブラッシュアップします。
昨年は原産地・配合率を用いて事例研究を行いました。
本年度は新たな商品情報の項目を取り上げ、その項目について「情報の信頼性を担保する情報」に置き換えられる可能性と「情報管理体制」に求められる条件について議論を深めます。
- ③「情報管理体制に関する情報」について、その確認方法について検討を始めます。
「情報管理体制に関する情報」をやりとりすることで、「情報の信頼性を担保する情報」のやりとりの負担を低減できることが見出されていますが、情報管理体制の整備状況について確認する方法を検討します。

(参考)本研究会の経緯(協働の着眼点)

「協働の着眼点」取引先に関するコミュニケーション

9.【取引先との情報共有、協働の取組】

項目の説明:お客様に安全で適切な食品を安定的に供給し、その信頼を獲得するには、取引先と協力して、商品等の情報を共有することによって、正確な情報をお客様に提供するとともに、商品開発や業務の見直しを行うことが重要だと考えます。

9.【取引先との情報共有、協働の取組】

取引先と持続性があり、かつ緊張感のある関係を構築するため、取引先との情報共有及び協働した取組を行っている。

(1)【商品等についての情報共有】

①お客様に提供する商品に関する情報を取引先と共有している。

②食品のトレーサに必要な情報を取引先とお互いに整理し、必要な場合に共有できるようにしている。

③食品の一貫したロット管理を取引先と行っている。

④取引先への情報伝達のスピードと正確性を向上させるための取組を進めている。

特に小項目のうち

①お客様に提供する商品に関する情報を取引先と共有している。

④取引先への情報伝達のスピードと正確性を向上させるための取組を進めている。
に関し、事実関係や相互の認識を共有するとともに対応方向について研究します。

(参考)本研究会の経緯(平成22年度 研究会のプロセス)

【方針】

- ・協働で取り組む
- ・積み上げで議論する
- ・小さくても成功例を作る

研究のプロセス

事実の共有

課題の共有

WIN WINの解の模索

①お客様に提供する商品に関する情報を取引先と共有している。

④取引先への情報伝達のスピードと正確性を向上させるための取組を進めている。

共有している情報のたな卸し

実際の取組事例のたな卸し

情報の性質に応じて整理

取組の目的、手法に応じて整理

情報のやり取りに関する課題を抽出

スピードと正確性を向上させるための課題を抽出

情報共有のあり方について意見交換

協働での対応方向について検討

本研究会では協働の着眼点の「商品等についての情報共有」をベースに、消費者の信頼を確保するために、事業者間の情報のやりとりをいかに効率的に行うかという研究を、参加者による積み上げの協働作業により進めます。直接的に仕様書のフォーマットやシステムについて議論することは予定していません。(研究が進むなかで、参加者の希望により議論する可能性はあります)

(参考)本研究会の経緯(平成22年度 活動の流れ)

第1回研究会 消費者への情報提供の場면을起点に事業者間でやりとりされる情報のたなおろし

商品包装(パッケージ)

お客様相談室(問い合わせ)

店頭

HP公開

第2回研究会 情報提供の場面別に抽出された情報を目的別に分類

法令遵守の為に必要

消費者に発信したい情報

消費者より問い合わせがあった時に必要

情報の信頼性を担保するための情報

第3回研究会 情報提供の場面別に抽出された情報を情報の持つ特性別に分類

機密性

完全性

更新頻度

参照頻度

第4回研究会 取引先への情報伝達のスピードと正確性を向上させるための取組について
取組の目的、手法に応じた整理

情報の発信

情報の受信

自社内での取組

取引先との取組

取組みの課題

第5回研究会 情報共有のあり方、協働での対応方向について検討

情報共有のあり方

協働での対応方向

(参考)本研究会の経緯(平成22年度 第1~4回までの成果 一覧表)

消費者への情報提供の場面、情報の目的、情報の特性を整理。

平成22年度の一覧表は、研究会参加者の間で建設的な意見交換を促すための作業を行った結果、出来た成果物。今後、多様な関係者間の建設的な意見交換の素材として有効に活用出来るもの。

ただし、今年度の意見交換の過程で整理した現在の区分は、研究会参加者の確定した合意事項として固定的に解釈されるべきでなく、あくまでも商品情報の効率的なやり取りのための議論を活性化する暫定的な情報として扱われるべき性格。

	消費者への情報提供の場面				消費者の食への信頼確保の為にやりとりされる情報の目的				消費者の食への信頼確保の為にやりとりされる情報の特性													
	商品包装(パッケージ)	お客様相談窓口	店舗(販売・pop)	HP	法令遵守の為に必要な情報(表示をする為に必要な情報等)	消費者に提供される情報	消費者の問い合わせがあった時に必要な情報	情報の信頼性を担保する情報(検査証等)	機密性 (情報を発信する立場として)				完全性 (情報を受信する立場として)				更新頻度 (情報を発信する立場として)		参照頻度 (情報を受信する立場として)			
									高	中	低	不可	高	中	低	不可	多	少	多	中	少	
									開示困難	開示には条件が必要	要請により開示可能	常時開示可能	取引期間完全である情報	情報受取期間完全である情報	取引期間大まかな情報	情報受取期間大まかな情報	提供情報変更時	新規取扱い時	日々の問い合わせ発生時	情報更新確認時	新規取扱い時	有事の際
商品名(メーカー正式名称)	○				○	○	○				2	1	1			1	1	1	1	2	1	
商品名(メーカー正式名称)			○		○	○	○				2	1	1			1	1	1	1	2	1	
名称(一括表示内)	○				○	○					2	1	1			1	1	1	1	2	1	
商品規格(規格・重量・サイズ)	○				○	○					2	1	1			1	1	1	1	2	1	
商品規格(規格・重量・サイズ)				○	○	○					2	1	1			1	1	1	1	2	1	
商品1個の重量・サイズ(1パックではなくバラのサイズ)	○				○	○					2	1	1			1	1	1	1	2	1	
商品1個の重量・サイズ(1パックではなくバラのサイズ)		○			○	○		○			2	1	1			1	1	1	1	2	1	
1袋の入数(規格ではなく、1パックに何個入っているか)	○				○	○					2	1	1			1	1	1	1	2	1	
内容量(一括表示内)	○				○	○					2	1	1			1	1	1	1	2	1	
生産国(商品)	○				○	○	○				2	1	1			1	1	1	1	2	1	
販売者																				1	2	1
製造者																				1	2	1
工場所在地																				1	2	1
工場所在地																				1	2	1
製造工場(固有記号)																				1	2	1
製造工場名																				1	2	1

商品情報はそれぞれの立場や、シーンによって見方が異なる。
表のどの区分に該当するか一律に規定するには、難しい点もある。

(参考)本研究会の経緯(平成22年度 議論の絞り込み)

平成22年度の作業成果である一覧表を分析した結果、やり取りされている情報を目的別に分類すると「情報の信頼性を担保する情報」が2番目に多い結果。品質に関する情報そのものと比較して当該情報の信頼性を担保する情報のやり取りが多いことに着目して議論を進行。

消費者との接触ポイント別に抽出した情報項目について、目的別に整理した場合、その項目数は

- | | |
|------------------------|-------|
| ①消費者より問い合わせがあった時に必要な情報 | 143項目 |
| ②情報の信頼性を担保する情報 | 129項目 |
| ③消費者に発信したい情報 | 124項目 |
| ④法令遵守の為に必要な情報 | 70項目 |

と「情報の信頼性を担保する情報」が多くなっている。



情報の信頼性を担保することを目的とする情報であるならば、情報そのものをやりとりする以外の手法があるのではないか。

(参考)本研究会の経緯(平成22年度 仮説と検証結果)

情報そのものをやりとりする以外の手法は、複数の選択肢があり得るが、参加事業者様から頂いたアンケートの中で有望なものを選び、その仮説について実際に検証を行った。

アンケートの事例(抜粋)

「お取引先様及び社内、品質管理部署と商品取引部署及び関連部署にて、**確認項目(検査内容や製造キャパ、対象商品の原料仕入先、等)**を互いに**共通項目を決めて持ちあう(帳票類そのものではなく、何の帳票もしくは記録があるのか無いのか)**ことで、**確認時に項目を限定して話をする**ことが出来る体制にする。」

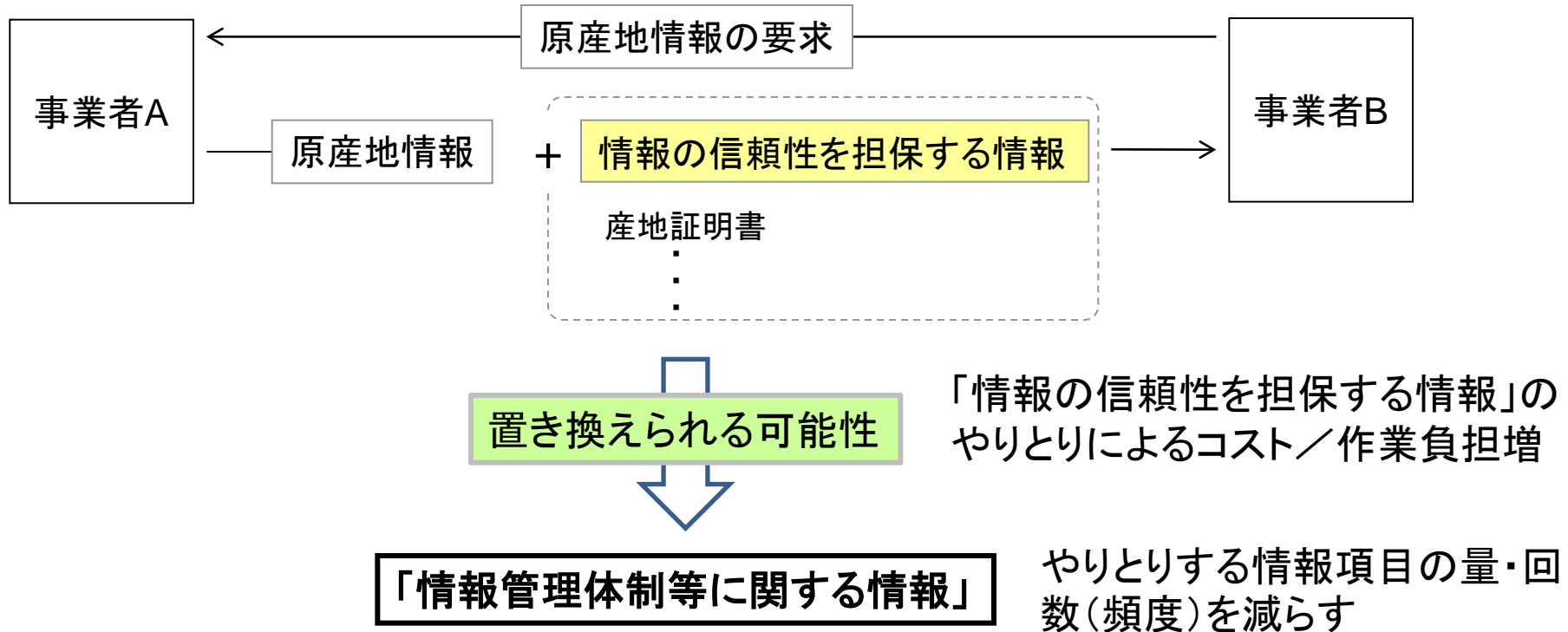
仮説と検証結果

情報管理体制等に関する情報をやりとりすることで、実際にやりとりする情報項目の量・回数(頻度)を減らす可能性が認められた(代替出来るのではないか)。

- この際、情報管理体制に求められる条件としては
 - 情報の一元管理(社内体制、情報をストックする仕組み)
 - 規格書の整備
 - 取引先との関係(常に情報のやり取りが出来る関係)
 - トレースが出来る仕組み
- などの意見が出された。

研究会 議論のポイント

原産地情報についての事例研究より (H22年討議)



「情報管理体制等に関する情報」について議論を深めます。

議論のポイント

- なぜ「情報の信頼性を担保する情報」を要求するかの背景
- 情報管理体制に求められる条件
- 情報管理体制の整備状況をどう確認するか

本研究会の進め方(案)

本研究会は以下のステップで進めていく予定ですが、参加の皆様のご意見を反映し、柔軟に見直してまいります。

Step1 「情報の信頼性を担保する情報」を要求する背景について討議

H22年度の討議の振り返りと研究会テーマを再確認。また、負担増となっている「信頼性を担保する情報」のやりとりの裏にある背景を討議

Step2 「情報の信頼性を担保する情報」を置き換える「情報管理体制」の抽出と整理

「情報管理体制」の一例 (H22年討議まとめ)

- ・情報の一元管理(社内体制、情報をストックする仕組み)
- ・規格書の整備
- ・取引先との関係(常に情報のやり取りが出来る関係)
- ・トレースが出来る仕組み など

Step3 個別事例を用いて「情報管理体制」のケーススタディーを整理

H22年度は、原産地、配合率について試みに討議

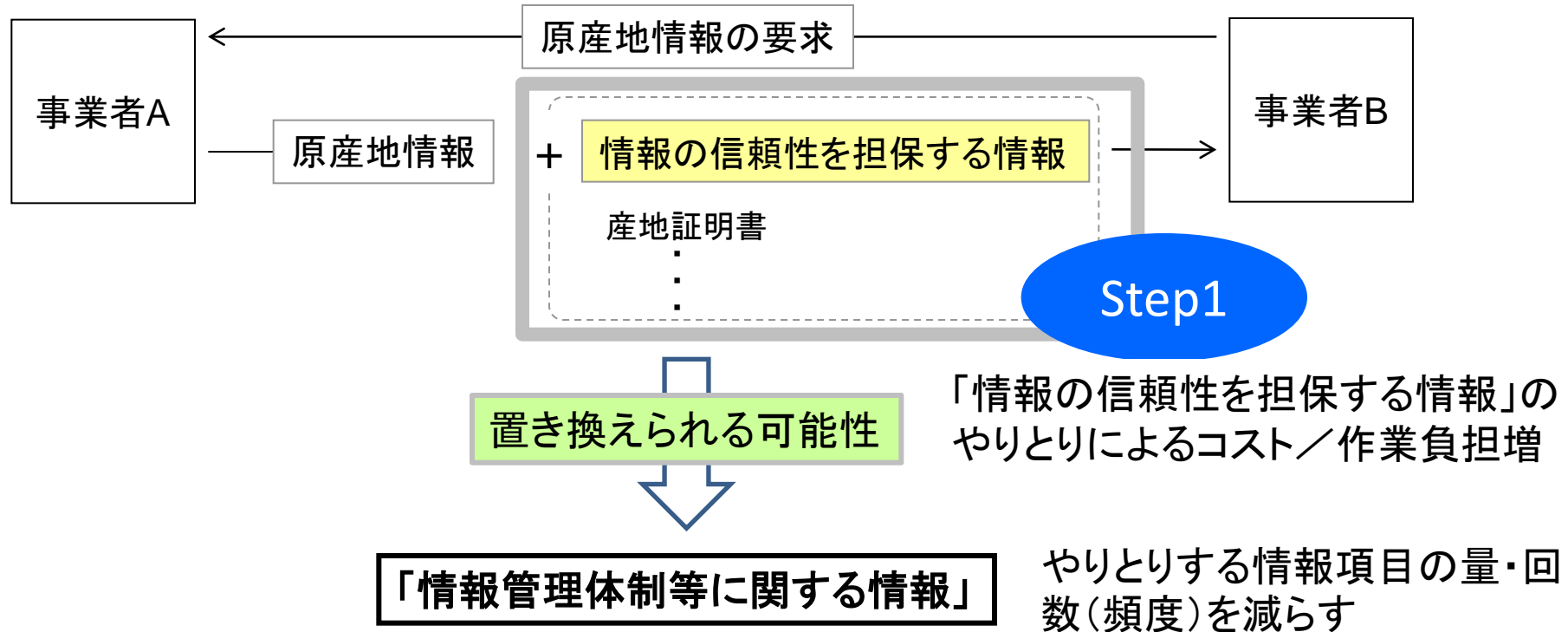
H23年度の個別事例については検討中

Step4 「情報管理体制」の整備状況の確認方法について討議

「情報管理体制」がどのくらい整備されていれば、「情報の信頼性を担保する情報」から置き換えられるか、またどのような方法で確認できるかについて討議

研究会 議論のポイント Step1

原産地情報についての事例研究より (H22年討議)



「情報管理体制等に関する情報」について議論を深めます。

議論のポイント

- なぜ「情報の信頼性を担保する情報」を要求するかの背景
- 情報管理体制に求められる条件
- 情報管理体制の整備状況をどう確認するか

本日の作業

取引先との間で、製造・表示などのため必要不可欠な「情報」に付随して、「信頼性を担保する情報」がやりとりされており、そのやりとりに伴うコストや作業負担の増加が見られます。

なぜ「情報の信頼性を担保する情報」を要求するか、参加者の皆さんのそれぞれの立場でその背景を整理することで、認識の共有を図ります。

作業内容 I

事件事故時の商品情報のやり取りについて

※「中国における牛乳へのメラミン混入事案」について、実際に行われたやり取りを題材とします。

(1)産地の確認以外に、産地証明書など「情報の信頼性を担保する情報」を要求した／要求されたことがありますか。
具体的な内容を差し支えない範囲で箇条書きで挙げてください。

(2)情報の信頼性を担保する情報を要求する／要求される目的や意図について、想定されるものを含め挙げてください。

(3)(1)でやり取りされた「情報の信頼性を担保する情報」について、実際にはどのように用いられましたか。
差し支えない範囲で具体的な内容をまとめてください。

○ディスカッションでの「気づき」について発表してください。

事件事故時の商品情報のやり取りについて

※「中国における牛乳へのメラミン混入事案」を題材に差し支えない範囲でお答えください

<p>(1)産地の確認以外に、産地証明書など「情報の信頼性を担保する情報」を要求した／要求されたことがありますか、具体的な内容を差し支えない範囲で箇条書きで挙げてください</p>	
<p>要求した事例</p>	<p>要求された事例</p>
<p>(2)情報の信頼性を担保する情報を要求する／要求される目的や意図について、想定されるものを含め挙げてください</p>	
<p>要求する目的や意図</p>	<p>要求される目的や意図</p>
<p>(3)(1)でやり取りされた「情報の信頼性を担保する情報」について、<u>実際にはどのように用いられましたか</u> 差し支えない範囲で具体的な内容をまとめてください</p>	
<p>○ディスカッションでの「気づき」について発表してください</p>	

本日の作業

作業内容 II

平常時の商品情報のやり取りについて

※商品や原料の規格書の記載事項のうち、原産地情報について、実際に行われているやり取りを題材とします。

- (1)産地の確認以外に、産地証明書など「情報の信頼性を担保する情報」を要求した／要求されたことがありますか。
具体的な内容を差し支えない範囲で箇条書きで挙げてください。
 - (2)情報の信頼性を担保する情報を要求する／要求される目的や意図について、想定されるものを含め挙げてください。
 - (3)(1)でやり取りされた「情報の信頼性を担保する情報」について、実際にはどのように用いられましたか。
差し支えない範囲で具体的な内容をまとめてください。
 - (4)緊急時に比べて、やりとりの上で対応に違いはありますか。
- ディスカッションでの「気づき」について発表してください。

平常時の商品情報のやり取りについて

※商品や原料の規格書の記載事項のうち、原産地情報を題材に差し支えない範囲で
お答えください

(1)産地の確認以外に、産地証明書など「情報の信頼性を担保する情報」を要求した／要求されたことがありますか、具体的な内容を差し支えない範囲で箇条書きで挙げてください

要求した事例

要求された事例

(2)情報の信頼性を担保する情報を要求する／要求される目的や意図について、想定されるものを含め挙げてください

要求する目的や意図

要求される目的や意図

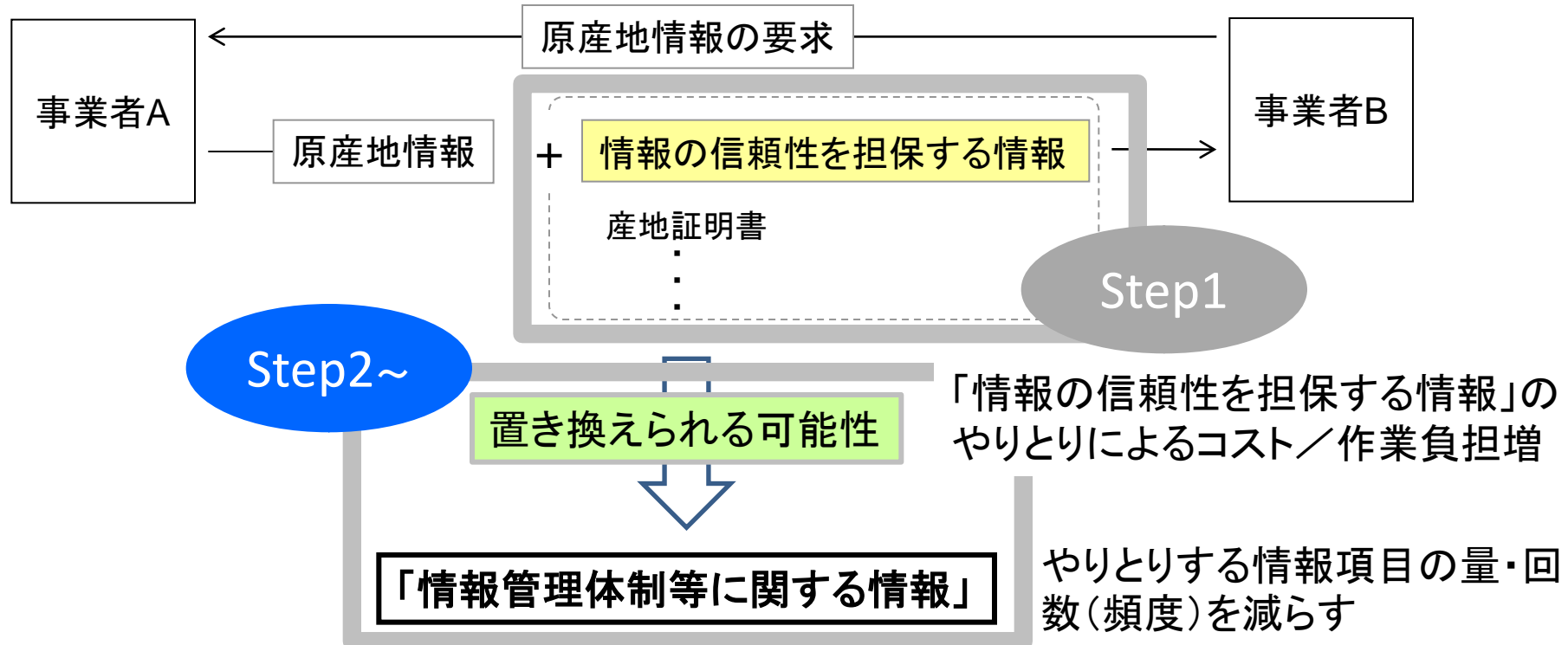
(3)(1)でやり取りされた「情報の信頼性を担保する情報」について、実際にはどのように用いられましたか
差し支えない範囲で具体的な内容をまとめてください

(4)緊急時に比べて、やりとりの上で違いはありますか。

○ディスカッションでの「気づき」について発表してください

研究会 議論のポイント

原産地情報についての事例研究より (H22年討議)



「情報管理体制等に関する情報」について議論を深めます。

議論のポイント

- なぜ「情報の信頼性を担保する情報」を要求するかの背景
- 情報管理体制に求められる条件
- 情報管理体制の整備状況をどう確認するか

研究会の進め方とスケジュール

○研究会：年間5回の開催を予定しています。

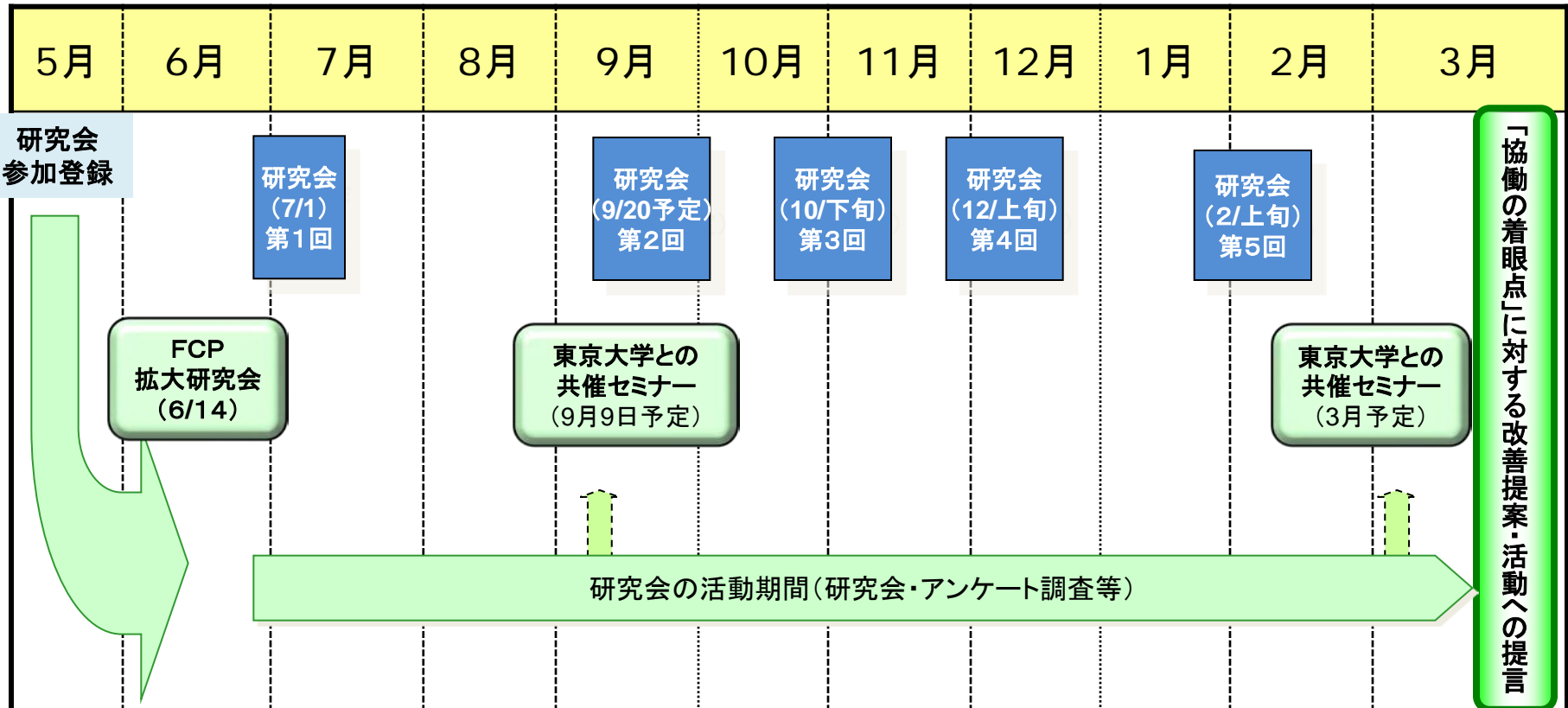
（開催回数は研究会での検討状況に応じて変更する場合があります）

・第2回：平成23年9月20日 午後 予定

平成23年度研究会の進め方、およびグループディスカッション

○東京大学との共催セミナー：年間2回を予定しています。

・研究会の取組、成果報告を発表する予定です。





厚生労働省発表
平成20年9月20日

担 当	医薬食品局 食品安全部 監視安全課
	輸入食品安全対策室
	室長 道野 (2495)
	担当 近藤 (2474)
	電話 03-5253-1111
	夜間直通 03-3595-2337

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

今般、中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、事業者による自主回収が行われる旨の情報提供がありました（別添）。

中国で牛乳へのメラミン混入が確認された企業が製造した乳及び乳製品については、わが国への昨年1月以降の輸入実績はありませんが、本事案を踏まえて、本日付けで、下記の対応を取りましたのでお知らせします。

なお、中国から輸入される乳及び乳製品については9月12日より輸入手続を保留しています。

記

- 1 中国から輸入される乳及び乳製品並びに加工食品の輸入者に対し、原材料に使用された乳及び乳製品にメラミンの混入の問題がないか、検疫所、業界団体を通じて点検するよう要請した。
- 2 中国から輸入される食品のうち、原材料に乳及び乳製品を使用した食品については、輸入者に対しメラミンの検査を指示した。
- 3 本事案について、都道府県等及び関係団体に情報提供を行う。

(注) 本事案におけるメラミン使用は添加物としての使用と思料されるため、食品からメラミンが検出された場合又は食品へのメラミンの使用が確認された場合には、当該食品は食品衛生法第10条違反として輸入を認めない。

(参考)

1 メラミンについて

メラミンは、メラミン樹脂(メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂)の原料として使用されている。

<毒性>

TDI (耐容一日摂取量※1)

○米国食品医薬品庁 (FDA) : 0.63 mg/kg 体重/日 (メラミンとして)

○欧州食品安全機関 (EFSA) : 0.5 mg/kg 体重/日 (メラミン及び関連化合物全体として)

※ TDI (耐容一日摂取量) : 耐容摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在したり、食品を汚染する物質(重金属、かび毒など)に設定される。耐容一日摂取量は、食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が許容できる一日当たりの摂取量であり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8\text{mg}$ (EFSAでは30mg)である。

(注) 詳細は内閣府食品安全委員会ホームページ「メラミンについて」を参照してください。

<http://www.fsc.go.jp/sonota/meramine.pdf>

2 中国からの輸入実績 (H19.9.20~H20.9.19)

主な食品	届出件数(件)	届出重量(トン)
菓子類	588	3,322
加熱後に摂取する菓子類などの冷凍食品	1,266	84,034
乳及び乳製品	12	216

※数値は輸入食品監視支援システム (FAINS) による検索結果である。

※乳及び乳製品は全て「その他の乳を主原料とする食品」で、いずれも乳脂肪調整品。

以上

第2回商品情報の効率的なやりとり研究会

開催日時：平成23年9月20日（火） 14：00～17：00

開催場所：農林水産省 中央合同庁舎4号館 1220、1221会議室

出席者：14事業者／団体 15名

<議事次第>

1. 開会挨拶
2. 第1回研究会のまとめ、事前アンケートの概要、本日の作業内容説明
3. グループディスカッション
作業内容Ⅰ（ディスカッション・発表・ファシリテーターコメント）
作業内容Ⅱ（ディスカッション・発表・ファシリテーターコメント）
4. 閉会挨拶

<議事概要>

冒頭、フード・コミュニケーション・プロジェクト事務局を所管する農林水産省食料産業局企画課食品企業行動室長の神井より、9月1日付の農林水産省の組織再編の内容及び当研究会の経緯と考え方について説明を行った。

続いて、事務局より配布資料（資料2）を使い、第1回研究会のまとめ、事前アンケートの結果、本日の作業内容について説明を行った。

その後、ファシリテーターの杉浦様の進行で、4つのグループでディスカッションを行い、結果の発表を行った。

<第1回研究会のまとめ>

第1回研究会では、「情報の信頼性を担保する情報」を要求する背景についてディスカッションをし、相手先の情報管理体制が整備されていれば「情報の信頼性を担保する情報」のやりとりを効率化できるとの認識を共有した。

<事前アンケートの概要>

第1回研究会のまとめを受けて、第2回以降の研究会を効率的に進めるために以下の内容のアンケートを行い、回答をいただいた。

（質問1）「情報の信頼性を担保する情報」を置き換えるために「情報管理体制」の

（1）どのような項目を確認すれば良いか

（2）それはどのような状態であれば良いか

考えられる項目を挙げていただいた。

（質問2）商品情報のやりとりで頻度の高い項目や取引する上で手間のかかる項目を挙げていただいた。

回答は、事務局にて資料3のとおり取りまとめを行った。

<第2回研究会ディスカッション及び発表について>

第2回研究会のディスカッションは、事前アンケートで頂いた回答を取りまとめた資料3を基に、「情報の信頼性を担保する情報」を置き換える「情報管理体制」の抽出と整理を行った。

具体的には、以下のとおり2つに分けて作業を行い、ディスカッションでの「気づき」について発表していただいた。

（作業Ⅰ）「どのような項目を確認すれば良いか」について

①必須と考える項目／実施が望ましい項目／不要と考える項目に整理していただいた。

②項目内容について補足や修正を行っていただいた。
(作業Ⅱ)事務局で整理した分類項目案について、分類のやり方や視点についてディスカッションして頂き、補足や修正をしていただいた。

<作業Ⅰの発表概要>

●Aグループ

- ・項目にある「開示する情報」や「管理する情報」の「情報」の部分は「商品情報」とした方がわかりやすい。
- ・セキュリティーのレベルが確保されているということは重要である。

●Bグループ

- ・理念・規程は、無くても出来ている企業が多いので、あれば望ましい程度。
- ・情報の管理体制・仕組みの部分では、項目のリスト、保管期間は決まっていればリスト化されていなくても良い。
- ・やりとりする情報で何か問題が見つかった時に、体制や管理方法にフィードバックできるシステムがあれば良い。

●Cグループ

- ・全体の議論は情報を出す側が何を管理していれば相手が大丈夫と思ってくれるかという視点で行った。
- ・教育は、入力する人の教育、営業担当の教育も含めて、最低限の法律知識も必要ということで必須。

●Dグループ

- ・イレギュラーを発見の際と問い合わせを受けた際のスピーディーな対応は、どちらも重要なので項目を分けて必須とした方が良い。
- ・「管理する情報について、項目別に取得単位が決まっている」という項目の「取得単位」の部分は意味がわかりにくい。頻度、基準ということなら必須。
- ・情報セキュリティーは、管理しているデータベースが外部から改ざんされる可能性を考えると必須。

●作業Ⅰの発表内容に対するファシリテーター杉浦氏のコメント

- ・4グループの考えは、細かい部分では違いがあったものの、概ね似ていた。
- ・理念は望ましいという意見が多かった。
- ・企業の規模で必須、望ましいなど対応が異なるのではないかという意見があった一方で、基本はコンプライアンス、法令遵守であり、やらなければならないことなので企業規模は関係ないという意見もあった。
- ・教育は意見が分かれたが、商品情報の管理に携わるオペレーションの教育とやりとりするコミュニケーションの教育、2つが必要ではないかと感じた。
- ・トレーサビリティや正確性は、研究会参加者のご意見を基に、明確な項目立ての仕方を事務局に検討して貰いたい。

<作業Ⅱの発表概要>

●Aグループ

- ・情報の管理の部分は、入手した情報がきちんと管理できているのか、組織・体制ができているの

か、と大きく捉えた方が良い。

- ・情報の公開性は、必要な情報とできない情報に（項目を）分けた方が良い。

●Bグループ

- ・「情報」は規格書、検査証などいろいろ考えられるので、資料3のシートに記載されている「情報」の定義付けは必要。
- ・各項目を設定した理由があるとわかりやすいのではないかな。

●Cグループ

- ・管理体制を作り、体制がうまくいっていることを確認し、情報を更新するという流れが重要。

●Dグループ

- ・情報開示の目的を明確にして、そのための仕組みがあり、仕組みをコントロールするための体制、組織があり、不足しているチェックの仕組みを追加することが必要。

●作業IIの発表内容に対するファシリテーター杉浦氏のコメント

- ・基本的な理念、検証体制、緊急的な対応という項目が出てくるのを見て、協働の着眼点の大項目16項目が頭に浮かんだ。
- ・商品情報の即応性は、社内、取引先との即応性の両方があるので、見直して項目に反映できれば良い。

●閉会の挨拶（神井室長）

- ・今日頂いたご意見は事務局で仮案としてまとめて、皆さまに見ていただいて、更にまとめていく必要があると思っている。
- ・ワークショップは積極的に意見を言っていただいてそれを束ねて頂くもの。第一戦で活躍する皆さまの思いを束ねて行くことで、研究会に参加出来ない方にも良い情報を流すことができ、フードチェーンの透明性も高まると考えている。引き続き活発な意見交換をお願いしたい。

最後に、事務局より第3回研究会を10月31日（月）14：00から開催することを連絡し、閉会した。

<配布資料>

資料1 参加者名簿、座席表

資料2 第2回「商品情報の効率的なやりとり」研究会

資料3 事前アンケートまとめ

『商品情報の効率的なやりとり』研究会

第2回 研究会 議事次第

日時：平成23年9月20日（火）14:00～17:00

場所：中央合同庁舎4号館 1220～1221 会議室

1. 開会挨拶（農林水産省 食品企業行動室 神井室長）

2. 第1回研究会の振り返り（事務局）

3. グループディスカッション

本日の作業内容説明（事務局・ファシリテーター）

- 作業Ⅰ
- ・中間アンケート結果の「どのような項目を確認すれば良いか」について
 - ・グループディスカッション結果発表

（休憩）

- 作業Ⅱ
- ・中間アンケート結果をもとに整理した分類項目案について
 - ・グループディスカッション結果発表（本日の作業のまとめ）

4. 閉会挨拶（農林水産省 食品企業行動室 神井室長）

配布資料

資料1 参加者名簿

資料2 第2回「商品情報の効率的なやりとり」研究会

資料3 中間アンケートまとめ

第2回「商品情報の効率的なやりとり」研究会 参加者名簿

企業・団体(五十音順)

No.	企業名
1	株式会社アイ・エス・レーティング
2	味の素株式会社
3	イオン株式会社
4	株式会社イトーヨーカ堂
5	カゴメ株式会社
6	株式会社 生活品質科学研究所
7	太陽化学株式会社
8	合同会社TFMHY研究所
9	テーブルマーク株式会社
10	株式会社東急ストア
11	日本HACCPトレーニングセンター
12	株式会社ニチレイフーズ
13	三菱化学メディエンス株式会社
14	三菱商事株式会社

<本日ご欠席>

1	株式会社内田洋行
2	サントリーホールディングス株式会社
3	株式会社高島屋
4	財団法人 東京顕微鏡院
5	東洋冷蔵株式会社
6	株式会社日清製粉グループ本社
7	株式会社日本アクセス
8	株式会社ファミリーマート
9	株式会社みつかん
10	三菱食品株式会社
11	株式会社明治
12	株式会社ローソン

平成23年度 FCP
「商品情報の効率的なやりとり」研究会

2011年9月

農林水産省

食料産業局 企画課 食品企業行動室

平成23年度研究会の進め方とお守りいただきたい事項

研究会の進め方

- 本研究会への参加は、別添の「商品情報の効率的なやりとり」研究会参加登録申込書に規約同意の上ご記入いただき、FCP事務局までお申し込みください
- 研究会の資料・議事概要については、ホームページ等で原則公表します。その際議事概要等は、発言者が特定できないようにしてから公表いたします
- ただし研究会の議論内容が、企業秘密に触れたり、個人の権利・利益を害する恐れがあると判断した場合には、研究会資料等を非公表とします
- 本研究会では効率的な議論を行うため、研究会開催前のアンケートやヒアリングによって、参加者の意向を伺いながら進めます
- 研究会のアウトプット等は、FCPの成果として公表することを原則とします

お守りいただきたい事項

- ステークホルダー間でのWIN－WINの関係づくりを重視すること
- 建設的・効果的な意見交換に貢献すること
(批判に終始せず、対案を提示するように努めること)
- 個別の組織や団体に対する、誹謗・中傷は行わないこと
(研究会においては、事業者間の利害調整等を行いません)

「商品情報の効率的なやりとり研究会」の背景・目的

【背景】

消費者の食への信頼向上の為に、事業者間でやりとりされる商品に関する情報は増加しており、フードチェーンの各段階で情報のやりとりに関する作業も増加しています。また、同じやりとりの場面でも多様な関係者の間で立場が異なることから、商品情報のやりとりについての考え方は異なる傾向にあり、問題は複雑化しています。

このため、お互いの立場、考え方の違いを認識しつつ、消費者の信頼確保と情報のやりとりの効率化という目的を共有して課題解決に取り組む必要があります。

【目的】

本研究会では「協働の着眼点」にもとづき、消費者を起点として、フードチェーン全体で情報共有の手法を研究することにより、事業規模に関わらず、全てのステークホルダーの間で、商品に関する情報(特に品質情報)が効率的にやりとりされるための論点を整理し、協働での対応方向を研究します。

本研究会では協働の着眼点の「商品等についての情報共有」をベースに、消費者の信頼を確保するために、事業者間の情報のやりとりをいかに効率的に行うかという研究を、参加者による積み上げの協働作業により進めます。

(なお、直接的に仕様書のフォーマットやシステムについて議論することは予定していません。)

本年度の研究内容

昨年度の研究会で立てた仮説

情報管理体制等に関する情報をやりとりすることで、実際にやりとりする情報項目の量・回数(頻度)を減らせるのではないか(代替出来るのではないか)

にもとづいた議論を進め、個別事例の研究を積み上げていきます。

「お取引先様及び社内、品質管理部署と商品取引部署及び関連部署にて、確認項目(検査内容や製造キャパ、対象商品の原料仕入先、等)を互いに共通項目を決めて持ちあう(帳票類そのものではなく、何の帳票もしくは記録があるのか無いのか)ことで、確認時に項目を限定して話をする事が出来る体制にする。」といったアンケート結果を踏まえて検討したものです。

本年度は

- ①昨年度の議論について振り返りを行い、その中でなぜ「情報の信頼性を担保する情報」がやりとりされているかその背景を討議し、フードチェーン全体での相互理解につなげていきます。
- ②昨年度の仮説について、ケーススタディーを広げ、解決手法をブラッシュアップします。
昨年は原産地・配合率を用いて事例研究を行いました。
本年度は新たな商品情報の項目を取り上げ、その項目について「情報の信頼性を担保する情報」に置き換えられる可能性と「情報管理体制」に求められる条件について議論を深めます。
- ③「情報管理体制に関する情報」について、その確認方法について検討を始めます。
「情報管理体制に関する情報」をやりとりすることで、「情報の信頼性を担保する情報」のやりとりの負担を低減できることが見出されていますが、情報管理体制の整備状況について確認する方法を検討します。

(参考)本研究会の経緯(平成22年度 仮説と検証結果)

情報そのものをやりとりする以外の手法は、複数の選択肢があり得るが、参加事業者様から頂いたアンケートの中で有望なものを選び、その仮説について実際に検証を行った。

アンケートの事例(抜粋)

「お取引先様及び社内、品質管理部署と商品取引部署及び関連部署にて、**確認項目(検査内容や製造キャパ、対象商品の原料仕入先、等)**を互いに**共通項目を決めて持ちあう(帳票類そのものではなく、何の帳票もしくは記録があるのか無いのか)**ことで、**確認時に項目を限定して話をする**ことが出来る体制にする。」

仮説と検証結果

情報管理体制等に関する情報をやりとりすることで、実際にやりとりする情報項目の量・回数(頻度)を減らす可能性が認められた(代替出来るのではないか)。

- この際、情報管理体制に求められる条件としては
 - 情報の一元管理(社内体制、情報をストックする仕組み)
 - 規格書の整備
 - 取引先との関係(常に情報のやり取りが出来る関係)
 - トレースが出来る仕組みなどの意見が出された。

本研究会の進め方(案)

本研究会は以下のステップで進めていく予定ですが、参加の皆様のご意見を反映し、柔軟に見直してまいります。

Step1 「情報の信頼性を担保する情報」を要求する背景について討議

H22年度の討議の振り返りと研究会テーマを再確認。また、負担増となっている「信頼性を担保する情報」のやりとりの裏にある背景を討議

Step2 「情報の信頼性を担保する情報」を置き換える「情報管理体制」の抽出と整理

「情報管理体制」の一例 (H22年討議まとめ)

- ・情報の一元管理(社内体制、情報をストックする仕組み)
- ・規格書の整備
- ・取引先との関係(常に情報のやり取りが出来る関係)
- ・トレースが出来る仕組み など

Step3 個別事例を用いて「情報管理体制」のケーススタディーを整理

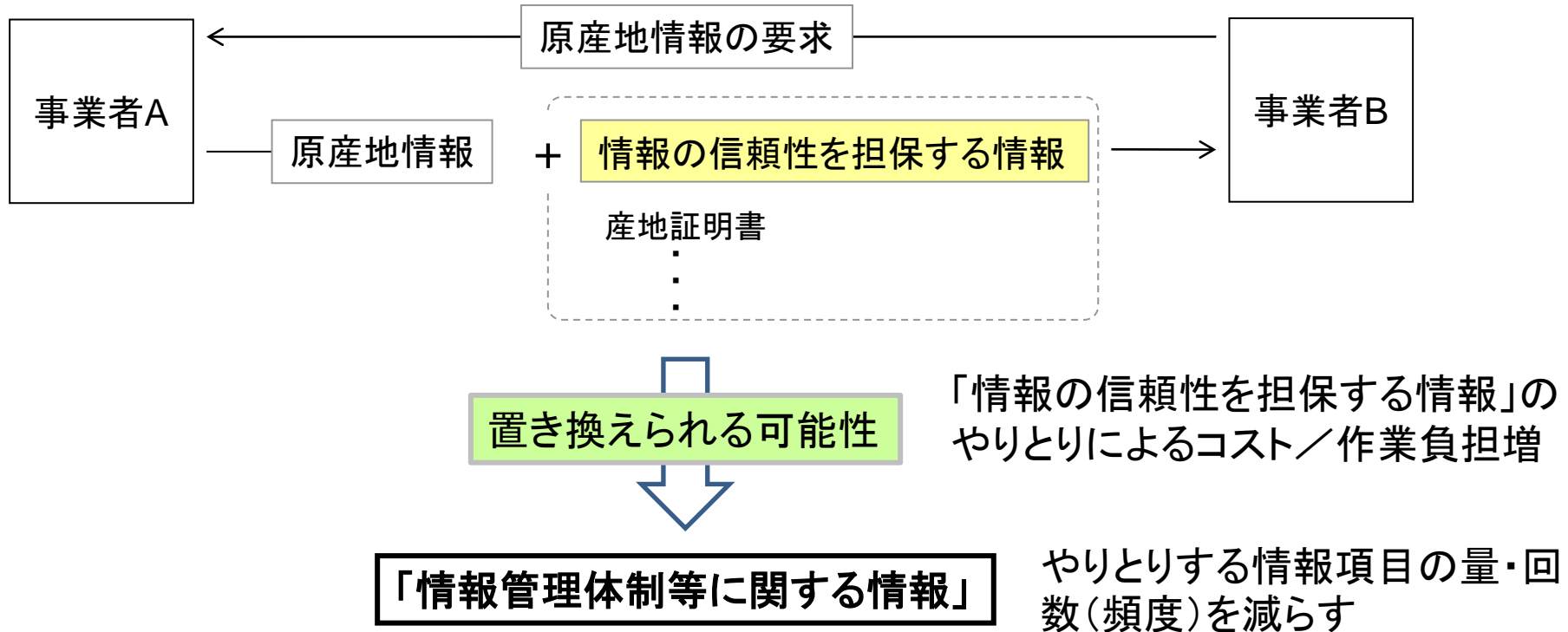
H22年度は、原産地、配合率について試みに討議
H23年度の個別事例については検討中

Step4 「情報管理体制」の整備状況の確認方法について討議

「情報管理体制」がどのくらい整備されていれば、「情報の信頼性を担保する情報」から置き換えられるか、またどのような方法で確認できるかについて討議

研究会 議論のポイント

原産地情報についての事例研究より (H22年討議)



「情報管理体制等に関する情報」について議論を深めます。

議論のポイント

- なぜ「情報の信頼性を担保する情報」を要求するかの背景
- 情報管理体制に求められる条件
- 情報管理体制の整備状況をどう確認するか

第一回研究会 まとめ

第一回研究会では、昨年度の研究会で立てた、「情報管理体制等に関する情報をやりとりすることで、実際にやりとりする情報項目の量・回数(頻度)を減らせるのではない(代替できるのではない)」という仮説に基づき、なぜ「情報の信頼性を担保する情報」を要求するのか、要求されるのかについて、参加者のそれぞれの立場でその背景を整理し、認識の共有を図った。具体的には、2つのディスカッションテーマについて作業を行った。作業内容Ⅰでは、事件事故時の商品情報のやりとりとして「中国における牛乳へのメラミン混入事案」について実際に行われたやりとりを題材とした。また、作業内容Ⅱでは平常時の商品情報のやりとりとして、商品や原料の規格書の記載事項のうち、原産地情報について実際に行われたやりとりを題材とした。

平常時の商品情報のやり取り

事件事故時の商品情報のやり取り

相手との信頼関係が不十分

・企業概要の確認(資本金など)

原料管理の保証レベルの確認

原料管理内容の確認

担保材料の要求(表示、期限、GMO、有機)

一般的な規格書を要求

- ・法適合性の確認がほとんど
- ・「情報管理の度合い」が企業間で確認しあえているか
- ・情報のトレースレベルは原料/製品の種類によって異なる
- ・情報の定期更新が望ましい
- ・原料の種類によって開示要求レベルが異なる

- ・原料の基原原料情報の要求
- ・産地識別分析の依頼
- ・中国産乳製品不使用証明書の提出
- ・安全証明書の提出
- ・他原料への切り替え要求

分析データの確認

該当企業との取引の有無の確認

産地確認/産地証明書の入手

乳原料使用の有無の確認

要求しなかった

- ・事件事故時、情報の確認のためのデシジョンツリーの準備が必要
- ・メーカーの取組みがなかなか伝わっていない

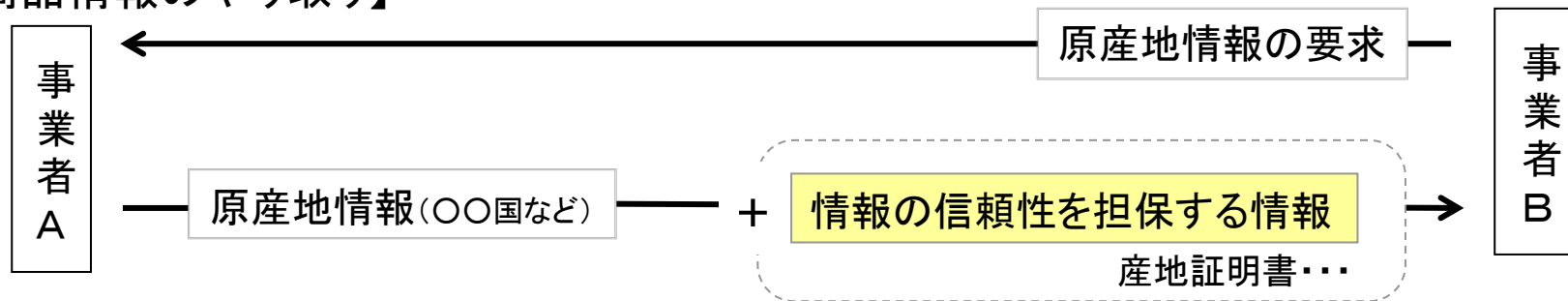
確認事項

○なぜ、「情報の信頼性を担保する情報」を要求するかの背景として、

- ・安心材料を蓄えたいとの意識から、問合せ対応のために情報を入手しておきたい
 - ・情報を得ることで対外的にアピールしたい
 - ・責任の所在をはっきりさせたい
- などの意見が挙げられた。

第二回研究会 議論のポイント

【現状の商品情報のやり取り】



商品情報のやり取りにある背景
(第一回研究会から)

- ・安心材料を蓄えたいとの意識から、問合せ対応のために情報を入手しておきたい
- ・情報を得ることで対外的にアピールしたい
- ・責任の所在をはっきりさせたい

(昨年度研究会から)

『**情報管理体制等に関する情報**』をやりとりすることで、実際にやりとりする情報項目の量・回数(頻度)を減らす可能性が認められた(代替出来るのではないか)。

情報管理体制に求められる条件として

- 情報の一元管理(社内体制、情報をストックする仕組み)
- 規格書の整備
- 取引先との関係(常に情報のやり取りが出来る関係)
- トレースが出来る仕組み など



どうなっていると 信頼関係が確保されるか？

- ・事業者Aは、原産地情報を管理している。
- ・事業者Bは、事業者Aの管理レベルを認めている。 といった関係

第二回研究会 事前アンケート 概要

本研究会は、第1回研究会の討議を受けて、「FCP平成23年度の取組に関する説明会」資料のStep1～4のとおり進める考えでありますが、研究会2回目以降進める上で皆さまのご意見を伺いたく、アンケートへのご協力をお願いいたします。(Step1～4は別紙をご参照下さい)

昨年度の研究会では、「情報管理体制等に関する情報をやりとりすることで、実際にやりとりする情報の項目の量・回数(頻度)を減らすことが出来るのではないか」という仮説を立て、その際に求められる「情報管理体制」として「情報の一元管理(社内体制、情報をストックする仕組み)」「規格書の整備」「取引先との関係(常に情報のやりとりができる関係)」「トレースが出来る仕組み」などのご意見を頂きました。

第1回研究会では昨年度の討議内容を改めて振り返り、「情報の信頼性を担保する情報」を要求する背景について討議し、相手先の情報管理体制が整備されていれば「情報の信頼性を担保する情報」のやりとりを効率化できるとの認識を改めて共有することができました。

第2回研究会では、「情報の信頼性を担保する情報」を置き換える「情報管理体制」の抽出と整理を行います。具体的には「情報の信頼性を担保する情報」を置き換える「情報管理体制」について、「どのような項目を確認すれば良いか」、「それがどのような状態であれば良いか」、体系的に整理するためのグループワークを行います。

質問1

「情報の信頼性を担保する情報」を置き換えるためには「情報管理体制」の
(1)どのような項目を確認すれば良いか、
(2)それはどのような状態であれば良いか、
考えられる項目を挙げて下さい。

質問2

第3回目以降では個別事例を用いてケーススタディーを行う予定です。
ケーススタディーは実態に即した題材にて行いたいと考えておりますので、
商品情報のやりとりで頻度の高い項目や、取引の上で手間のかかる項目を
挙げて下さい。(例えば、原産地証明書など)

第二回研究会 事前アンケートまとめ

「情報の信頼性を担保する情報」を、「情報管理体制等の情報」に置き換えるため、どのような項目を確認すれば良いか

分類項目 (アンケート結果をもとに事務局で整理した案)	
「情報の管理」	情報管理の理念・規程
	情報の管理責任体制・仕組み
	情報の管理責任体制・組織
	情報管理教育
	情報セキュリティの確保
やり取りされる「情報」	情報の更新
	情報と製品の関連付け(トレース)
	情報の公開性
	情報の正確性
	情報の由来(エビデンス)

本日の作業

取引先との間で、製造・表示などのため必要不可欠な「情報」に付随して、「信頼性を担保する情報」がやりとりされており、そのやりとりに伴うコストや作業負担の増加が見られます。

第一回研究会では、なぜ「情報の信頼性を担保する情報」を要求するか、その背景について議論しました。

今回からStep2として「情報の信頼性を担保する情報」を置き換える「情報管理体制」の抽出と整理を行います。具体的には、まずやり取りする情報がどうなっていると、やり取りする事業者間で信頼度が確保されるか、参加者の皆さんのそれぞれの立場でその背景を整理することで、認識の共有を図ります。

『事前アンケートまとめ』について、ディスカッション致します

作業Ⅰ

「(1) どのような項目を確認すれば良いか」について

- 1) 必須と考える項目／実施が望ましい項目／不要と考える項目に整理してください
- 2) 項目内容について、補足や修正を行ってください

作業Ⅱ

事務局で整理した分類項目案について

分類のやり方や視点について、ディスカッションを行って頂き、補足や修正があれば行ってください

※ディスカッションでの「気づき」についても発表をお願いいたします。

研究会の進め方とスケジュール

○研究会：年間5回の開催を予定しています。

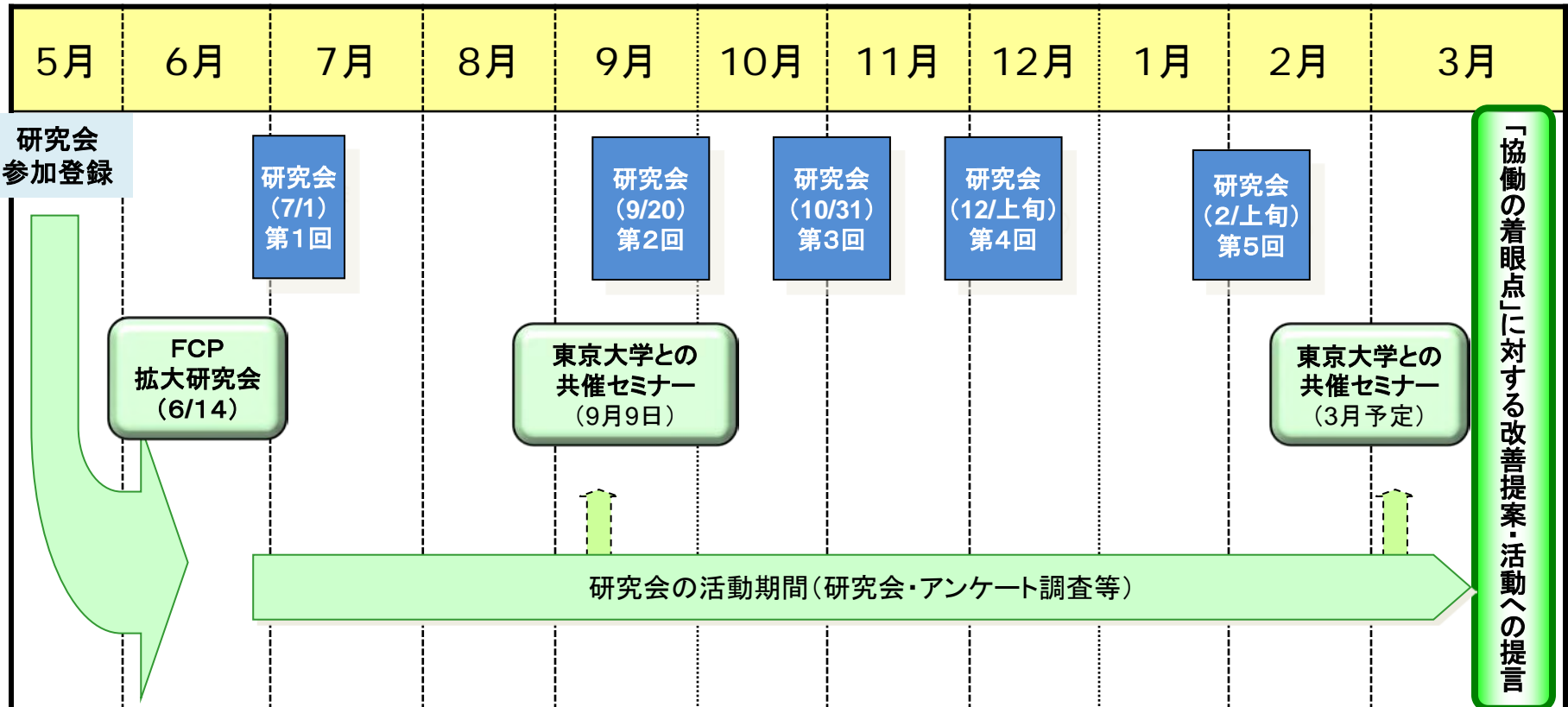
（開催回数は研究会での検討状況に応じて変更する場合があります）

・第3回：平成23年10月31日 午後

平成23年度研究会の進め方、およびグループディスカッション

○東京大学との共催セミナー：年間2回を予定しています。

・研究会の取組、成果報告を発表する予定です。



「商品情報の効率的なやりとり」研究会 中間アンケートまとめ

分類項目 (アンケート結果もとに事務局で整理した案)		「情報の信頼性を担保する情報」を置き換えるためには、「情報管理体制」がどうなっていればいいのか	
		(1)どのような項目を確認すれば良いか	(2)それほどのような状態であれば良いか
「情報の管理」	情報管理の理念・規程	企業の情報管理に対する理念がある	企業の情報管理に対する理念があるか
		情報管理の規程がある	商品の品質に関わる情報をどのように管理していくかの規程があるか
	情報の管理責任体制・仕組み	開示する書類について関連部署が確認している	開示する情報について、その部門の承認を得ているか
		管理する情報について、項目のリストがある	管理する情報について、項目のリストがあるか
		管理する情報について、項目別に保管期間が決まっている	管理する情報について、項目別に保管期間が決まっているか
		管理する情報について、イレギュラーを発見の際や問合せを受けた際のスピーディな対応が出来る	管理する情報について、すぐに検索できるようになっているか
		管理する情報について、項目別に取得単位が決まっている	管理する情報について、項目別に取得単位が決まっているか(日付別、時間帯別、産地別、原料別など)
		管理する情報について、取得・承認・保管のフローチャートがある	管理する情報について、取得・承認・保管のフローチャートがあるか
		管理する情報について、部署別のフローチャートがある	管理する情報について、部署別のフローチャートがあるか
		管理する情報の保管方法が決まっている	管理する情報について、保管方法が決まっているか
		管理する情報について、イレギュラーを発見の際の業務フロー(項目別)がある	イレギュラー時の対応フロー図(部署・人・項目)があるか
		原料情報の電子データによる確認体制がある	情報のやり取りについて、部署毎に何を確認するか明確になっているか 確定した後、電子データと共に、印付書類を入手し保管しているか 閲覧できる部署が決まっているか(開発、製造、資材、品管など)
		自社に帳票・データベースが有る	帳票が有るか
		自社に帳票・データベースの管理方法が有る	帳票の管理方法が決まっているか
		原料メーカーに帳票・データベースの管理方法がある	原料メーカーに帳票の管理方法が決まっているか
		原料メーカーに帳票・データベースが有る	原料メーカーに管理する情報について、帳票が有るか
		取引先から入手したデータをシステムへ正確に入力されている	取引先から入手しシステムに入力したデータが正確であるか確認しているか
	情報を管理する対象項目リストの設定論拠がある (特に製造工程情報に関する)認証制度を取得している(ISO22000、HACCPなど)	情報を管理する対象のリストの設定論拠があるか(安全上の理由・科学的理論値・経験値・一般常識・社内設備要因・製造要因など) (特に製造工程情報に関する)認証制度を取得しているか	
	情報の管理責任体制・組織	管理する情報について、問合せ連絡先(部署)がある	管理する情報について、問合せ連絡先(部署)があるか
		管理する情報について、取得する部署の一覧がある	管理する情報について、取得する部署の一覧があるか
		管理する情報について、承認・確認者の一覧がある	管理する情報について、承認・確認者の一覧があるか
		原料メーカーに帳票・データベースの管理者がいる	帳票の管理者がいるか
		顧客との連絡窓口が確立している	顧客との連絡窓口が確立しているか
		工場管理、品質管理、品質保証、原材料管理をする体制がある(部署の業務分掌がはっきりしている)	工場管理、品質管理、品質保証、原材料管理をする体制があるか
		自社に帳票・データベースの管理者がいる	帳票の管理者がいるか
		商品情報に係る業務フロー責任部署が明確になっている	商品情報に係る業務フロー責任部署が明確になっているか
		情報管理の専任部署が存在する	情報管理の専任部署があるか
品質情報のチェック体制(変更実施者・確認者・手順)		専門知識のある人が管理しているか	
品質情報を管理する専属部署がある	品質情報を管理する担当者が明確になっているか		
品質保証(品質管理)部門が有る	品質保証部門があるか		
情報管理教育	情報管理に対する教育がなされている	教育体制があるか	
	品質情報を管理する人の教育(法律等の知識)	品質情報を管理する人の教がなされているか	
	品質に関する教育が行われている	教育と意識付けが行われ、些細な間違いを見つけだせるか	
情報セキュリティの確保	情報セキュリティが確保されている、または設定されている(機密性、完全性、可用性の維持)	情報セキュリティの体制があるか(情報の管理責任者、セキュリティレベルの設定とレベルに応じた管理など)	
やり取りされる「情報」	情報の更新	情報の更新が定期的に行われている	情報の更新が定期的に行われているか
		品質情報の更新体制	古いデータのままになっていないか 変更があった場合にデータの変更がされているか
	情報と製品の関連付け(トレース)	原料情報と、使用製品と関連付け(トレース)が出来ている	検索できるか 製品から原料の検索(逆も可)が出来るか 検索内容には、起源原料、最終加工地、原料原産国、アレルギー、GMO、BSEなどがあるか 最低限、紙ベースで確認できるか
		情報と物の一致が確保されている	情報の内容と物が一致しているかの管理(トレーサビリティなど)されているか
	情報の公開性	情報の公開性が保たれている	情報公開がなされているか
	情報の正確性	(情報の社内基準値があるものについて)基準値の項目別一覧があると望ましい	(情報の社内基準値があるものについて)基準値の項目別一覧があるか
		取引先からのデータの正確性	取引先からのデータが正確であるか確認しているか
		情報に間違いがない	情報の正確性を確保する仕組みがあるか
			情報の正確性を確保する資料があるか 必要なときにタイムリーに確認できるか 入力ミスによるヒューマンエラー・システムエラーなどの間違いを見逃さないチェック体制があるか
	情報の由来(エビデンス)	情報の由来(エビデンス)が確保されている	情報の作成者、発信元が明確かどうか
	情報を担保できる根拠がある	情報の根拠が明確になっているか	

第3回商品情報の効率的なやりとり研究会

開催日時：平成23年10月31日（月） 14：00～17：00

開催場所：中央合同庁舎4号館 農林水産省会議室 1220、1221

出席者：13事業者／団体 13名

<議事次第>

1. 開会挨拶
2. 第2回研究会の振り返り、とりまとめ内容の説明、本日の作業内容説明
3. グループディスカッション
作業内容（ディスカッション・発表・ファシリテーターコメント）
4. 特別プレゼンテーション
「情報セキュリティ格付」について
株式会社アイ・エス・レーティング代表取締役社長 三好 眞 様より
5. 事務局から報告
（協働の着眼点との関連、次回研究会までのアンケートについて）
6. 閉会挨拶

<議事概要>

冒頭、フード・コミュニケーション・プロジェクト事務局の農林水産省食料産業局企画課食品企業行動室長の神井より、当研究会の経緯と考え方について説明を行った。

続いて、事務局より配布資料（資料2）を使い、第3回研究会でディスカッションしていただく、「情報の信頼性を担保する情報」を置き換えるために確認すべき「情報管理体制」がどのような状態であれば良いか（商品情報を要求する側の立場から見て、「情報の信頼性を担保する情報」を提出する企業の「情報管理体制」がどのような状態であれば良いか）、要求レベルや確かめ方のポイントについて説明を行った。

第3回研究会のディスカッションは、第3回研究会の前に行ったヒアリングの結果を踏まえて、事務局でとりまとめた「情報管理体制」の項目案の一覧表（資料3）を基に行った。

●各グループの発表概要（項目ごとに記載）

※各項目番号右の【 】内は、各項目の重みづけ（必須又は望ましい）を記載

○項目番号1「企業の情報管理に対する理念がある」【望ましい】

- ・企業理念や方針を明文化している。
- ・ホームページや会社案内などに理念が掲載されている。

○項目番号2「企業の情報管理のルールがある」【望ましい】

- ・手順書の有無を確認できる。
- ・ルールがあるという回答をもらえる。

○項目番号3「商品情報を社外に提出する際、内容の正確性や提出先を確認している」【必須】

- ・チェック体制の有無、承認者の確認の有無を明確にできる。
- ・どこにどのような仕様書をいつ提出したかというリストがある。（台帳のようなもの）
- ・複数回チェックする体制がある。

- ・複数回のチェックが行われていることを上長が承認したものを提出する仕組みがあるということ
を説明できる。
- 項目番号4「商品情報について、管理する項目が明確になっている」【望ましい】
 - ・出し先によって出せる情報のレベル（一般的な情報とより深い情報など）を分けている。
- 項目番号5「商品情報について、項目別に保管期間が決まっている」【必須】
 - ・商品の販売期間を考慮した管理期間を設定していることを説明できる。
 - ・それぞれの項目の中で手順書が明確になっている。
 - ・保管期間を決めた理由や根拠があるということを確認できる。
- 項目番号6「商品情報について、問合せを受けた際、スピーディーな対応ができる」【必須】
 - ・緊急時などに正確な情報を得られる体制になっているか、一つ手前の取引先の情報が得られる状態になっているか、確認できる。
 - ・要求した納期、求める納期までに情報を出すことができる。
 - ・スピーディーに対応できる仕組みがあることを説明できる。
- 項目番号8「商品情報について、取得・承認・保管の手順がある」【必須】
 - ・実施の手順書の有無を確認できる。
 - ・取得のタイミングが決まっている、承認者が決まっていることを確認できる。
 - ・帳票関係の更新日時を管理していることを説明できる。
- 項目番号10「商品情報の保管方法が決まっている」【必須】
 - ・保管方法を文書化していて、その内容どおりに保管していることを説明できる。
- 項目番号16「品質情報を確認する体制が原料メーカーにあることを確認している
(確認担当者および変更担当者、手順)」【必須】
 - ・個々の原料毎に原料メーカーの仕様書を入手していることを確認できる。
 - ・工場調査、工場監査をする仕組みを持っていることを説明できる。
- 項目番号18「商品情報の項目リストの設定理由がある」【望ましい】
 - ・法規制などの、必要最低限の情報を持っている。
 - ・訴求表示の設定根拠となるデータが管理されているか、すぐに提出できる状態になっている。
- 項目番号45「商品情報の項目リストの担保できる根拠（書類等）がある」【必須】
 - ・商品と商品情報の内容が一致している。
 - ・「原産地」「賞味期限」「アレルギー」など必要な項目については担保できる根拠資料がある。
- 項目番号20「商品情報に係る部署が明確になっている」【必須】
 - ・商品情報を管理する部署が明確になっていることが確認できる。
- 項目番号25「商品情報に係る工程管理、品質管理、品質保証、原材料管理をする体制がある（部署の業務分掌がはっきりしている）」【必須】
 - ・品質管理、品質保証が独立していて、品質保証が第三者視点で指摘できるような体制になっていることが確認できる。
- 項目番号33「商品情報を管理するための教育（法律等の知識）を担当者に行っている」【必須】
 - ・教育体制が確認できる。
 - ・力量評価認定がある。
 - ・教育した記録を確認できる。
 - ・商品情報に関わる部署は法律の知識をもっていることを確認できる。

○項目番号34「品質に関する教育が行われている」【望ましい】

- ・教育体制が確認できる。
- ・力量評価認定がある。
- ・教育した記録を確認できる。

○項目番号35「情報セキュリティ（※注1）が確保されている、または設定されている（完全性、可用性、機密性（※注2）の維持）」【必須】

※注1：「情報セキュリティ」とは、「情報の“機密性”、“完全性”及び“可用性”を維持すること」～ ISO/IEC27001（情報技術-セキュリティ技術-情報セキュリティマネジメントシステム-要求事項）より。

※注2：第2回研究会において「項目番号35の情報セキュリティには“機密性”は必要ないのでは」とのご意見を踏まえ、事務局より※注1のISOでの情報セキュリティの定義を説明し、“機密性”を加えることとなった。

- ・完全性は改定履歴、更新履歴があること、可用性は情報がどこにあるのかをわかっていることを確認できる。
- ・情報が改ざんされていないことを確認できる。

○項目番号36「商品情報の更新が定期的に行われている」【必須】

- ・更新の記録があることを確認できる。
- ・日々更新されている情報をチェックする部署があり、更新する仕組みが社内にあることを説明できる。

○項目番号38「原料情報と、使用製品と関連付け（トレース）が出来ている」【必須】

- ・ロット管理、製造管理、原材料管理がそれぞれ出来ていることを確認できる。
- ・ロットなどで紐付けできる製造日報が、所定の期間、必要に応じて提出できる仕組みがあることを説明できる。

○項目番号40「商品情報について公開と原則非公開が区別されている」【望ましい】

- ・情報の非公開の理由が明らかで納得性がある。

○項目番号42「取引先から商品情報を入手した際、正確であることを確認している」【必須】

- ・商品（現物）と商品情報の紐付けが出来ている。
- ・受け取った情報を上長や責任者が確認できる仕組みを持っていることを説明できる。

●発表内容に対するファシリテーター杉浦様のコメント

- ・発表の中でご意見が多かったのは、情報管理のルール、商品情報の取得・承認・保管の手順、体制・管理部署などの組織、教育、であった。
- ・「どのような状態であれば良いか」という部分では、商品情報の取得・承認・保管の手順はどのように確認しているか、商品情報を管理する部署が明確になっているか、教育した記録があるか、というご意見が多かった。
- ・各グループとも具体的に意見を出していただいたので、意見を集約すると良い内容になるのではないかと感じた。

＜特別プレゼンテーション＞

次回以降の検討の参考情報として、食品業界以外の分野で「情報管理体制」を評価している取組事例である「情報セキュリティ格付け」の定義、格付けする上で確認する項目、格付けの要件について、株式会社アイ・エス・レーティング代表取締役社長 三好 眞 様よりご説明していただいた。(資料4参照)

＜事務局からの追加説明＞

- 「情報の信頼性を担保する情報」を置き換えるために確認すべき「情報管理体制」の項目案と「協働の着眼点」との紐付けについて
 - ・FCPのツールは「協働の着眼点」を基に開発されている。本研究会で議論を進めている「情報の信頼性を担保する情報」を置き換えるために確認すべき「情報管理体制」の項目案をとりまとめている過程で改めて「協働の着眼点」との関係を整理しておくため、事務局で仮に紐付けを行った。(資料5、6)
 - ・資料5、6について、表記が「最終案」となっているのは第2回研究会までの最終案を意味するものであり、研究会としての「最終案」ではない。
 - ・この作業により「情報管理体制」の項目案が「協働の着眼点」の項目と繋がっていることをある程度確認できた。紐付け作業は事務局が暫定的に行ったものであるため、資料を確認いただき、ご意見を事務局までいただきたい。
- 今後の進め方について
 - ・本研究会でとりまとめている「情報の信頼性を担保する情報」を置き換えるための「情報管理体制等に関する情報」について、どのような活用方法があるのか今後議論していきたい。

＜閉会の挨拶（神井室長）＞

- ・研究会の成果物は、多くの皆さまに使っていただき効率化が進むことを目指している。商品情報の効率的なやりとり研究会の成果物も多くの皆さまに使っていただくために、どのような局面で使えるのかを今後議論していただきたい。
- ・FCPは協働の着眼点を基に取組を進めている。根っこは協働の着眼点で繋がっていて、皆さまのご努力が食品事業者に対する信頼向上と業務の効率化に繋がる形で進めていきたいと考えている。商品情報のやりとりも効率化するという何らかの具体的な一歩をすすめられるように、今後ともご協力をお願いしたい。

＜配布資料＞

- 資料1 参加者名簿、座席表
- 資料2 第3回「商品情報の効率的なやりとり」研究会
- 資料3 今回の作業についての事前アンケート回答
- 資料4 特別プレゼン「情報セキュリティ格付け」
- 資料5 参考資料 研究会まとめ最終案→協働の着眼点
- 資料6 参考資料 協働の着眼点→研究会まとめ最終案